

特 定 地 域 型 保 育 事 業

(家庭的保育事業・小規模保育事業)

指導検査基準（令和7年4月21日適用）

葛飾区 子育て支援部 子育て施設支援課

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	児童福祉法、子ども子育て支援法やこれに基づく認可基準等、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合(軽微な違反の場合を除く。)は、原則として、「文書指摘」とする。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	児童福祉法、子ども子育て支援法やこれに基づく認可基準等、福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

運 營 管 理 編

[凡例]

※ 以下の関係法令、通知を略称して次のように表記する。

No.	関係法令・通知	略称
1	「家庭的保育事業等の認可等について」（平成26年12月12日発1212第6号通知）	雇児発1212第6号通知
2	「葛飾区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年条例第23号）	区家庭的条例
3	「葛飾区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成26年条例第22号）	区特定保条例
4	「児童福祉施設における施設内虐待の防止について」（平成18年10月6日雇児総発第1006001号）	雇児総発第1006001号通知
5	「「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」の一部改正について」（平成29年3月7日雇児発0307第1号）	雇児発0307第1号通知
6	『「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について』（平成30年3月26日子発0326第10号）	子発0326第10号通知
7	「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（平成5年法律第76号）	パートタイム・有期雇用労働法
8	「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則」（平成5年労働省令第34号）	パートタイム・有期雇用労働法施行規則
9	「子ども・子育て支援新制度に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正について」（平成26年9月5日雇児発0905第4号）	雇児発0905第4号通知
10	「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号）	雇児発第488号通知
11	「育児休業制度の労働基準法上の取扱いについて」（平成3年12月20日基発第712号）	基発第712号通知
12	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）	育児・介護休業法
13	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）	育児・介護休業法施行規則

14	「保育所における保育士配置に係る特例について」（平成28年2月18日雇児発0218第2号）	雇児発0218第2号通知
15	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号）	男女雇用機会均等法
16	「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に対する基本的な指針」（平成19年厚生労働省告示第289号）	厚生労働省告示第289号
17	「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針」（平成19年厚生労働省告示第326号）	厚生労働省告示第326号
18	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）	児童福祉施設設備運営基準
19	「建築基準法」（昭和25年法律第201号）	建築基準法
20	「消防法」（昭和23年法律第186号）	消防法
21	「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）	土砂災害防止法
22	「「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の施行について」（令和7年1月20日職発0120第2号 雇均発0120第1号）	雇均発0120第1号通知
23	「消防法施行令」（昭和36年政令第37号）	消防法施行令
24	「消防法施行規則」（昭和36年自治省令第6号）	消防法施行規則
25	「東京都震災対策条例」（平成12年東京都条例第202号）	東京都震災対策条例
26	「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」（昭和55年1月16日社施第5号）	社施第5号通知
27	「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号）	雇児総発第402号通知
28	「保育所保育指針」（平成29年厚生労働省告示第117号）	保育所保育指針
29	「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）	支援法
30	「子ども・子育て支援法施行規則」（平成26年内閣府令第44号）	内閣府令

31	「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）	児童福祉法
32	「児童福祉法施行令」（昭和23年政令第74号）	児童福祉法施行令
33	「児童福祉法施行規則」（昭和23年厚生省令第11号）	児童福祉法施行規則
34	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）	省令
35	「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）	府令
36	「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和7年4月11日こ成保295 7文科初第233号）	留意事項通知
37	「社会福祉法」（昭和26年法律第45号）	社会福祉法
38	「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）	児童虐待の防止等に関する法律
39	「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」（令和5年3月27日子発0327第5号）	子発0327第5号通知
40	「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）	個人情報保護法
41	「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）
42	「児童福祉施設等における業務継続計画等について」（令和4年12月23日厚生労働省事務連絡）	厚生労働省事務連絡通知
43	「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和46年法律第68号）	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律
44	「葛飾区地域型保育事業扶助要綱」（平成29葛子子発第2239号）	区地域型保育事業扶助要綱
45	「労働基準法」（昭和22年法律第49号）	労働基準法
46	「労働基準法施行規則」（昭和22年厚生省令第23号）	労働基準法施行規則

47	「健康保険法」（大正11年法律第70号）	健康保険法
48	「健康保険法施行規則」（大正15年内務省令第36号）	健康保険法施行規則
49	「厚生年金保険法」（昭和29年法律115号）	厚生年金保険法
50	「厚生年金保険法施行規則」（昭和29年厚生省令第37号）	厚生年金保険法施行規則
51	「雇用保険法」（昭和49年法律第116号）	雇用保険法
52	「雇用保険法施行規則」（昭和50年労働省令第3号）	雇用保険法施行規則
53	「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50条）	労働者災害補償保険法
54	「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）	労働安全衛生法
55	「労働安全衛生規則」（昭和47年労働省令第32号）	労働安全衛生規則
56	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
57	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」（平成10年厚生省令第99号）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則
58	「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」（平成31年1月30日基発0130 第1号）	基発0130第1号通知
59	「水防法」（昭和24年法律第193号）	水防法
60	「社会福祉施設における火災防止対策の強化について」（昭和48年4月13日社施第59号）	社施第59号通知
61	「社会福祉施設における防災対策の強化について」（昭和58年12月17日社施第121号）	社施第121号通知
62	「火災予防条例」（昭和37年都条例第65号）	火災予防条例

63	「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日付雇児総発0909第2号）	雇児総発0909第2号通知
64	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則」（昭和61年労働省令第2号）	均等法施行規則
65	「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について（通知）」（こ成保21令和5年4月21日）	こ成保21通知
66	「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」（子発0319第1号令和3年3月19日）	子発0319第1号通知

目 次

1 児童の入所状況	
（１） 定員の遵守	1
（２） 認可内容の変更（建物設備を除く）	1
2 基本方針及び組織	
（１） 福祉サービスの基本的理念	2
（２） 利用者の人権の擁護、虐待の防止	2
（３） 個人情報保護	2
（４） 秘密保持	3
（５） 苦情解決	3
（６） サービスの質の評価等	3
（７） 運営委員会	4
（８） 家庭的保育事業者等運営規程	4
（９） 分掌事務	5
（１０） 業務日誌（園日誌）	5
（１１） 職員会議	5
（１２） 業務継続計画等	5
3 就業規則等の整備	
（１） 就業規則	6
（２） 給与規程	7
（３） 育児・介護休業規程等	8
（４） 旅費	12
（５） 労使協定等	12
（６） 周知等の措置	13
4 職員の状況	
（１） 職員配置	13
（２） 職員の資格保有	14
（３） 採用、退職	14
（４） 関連帳簿の整備	15

5 勤務状況	
（１） 勤務体制	15
（２） 均等な待遇の確保	15
（３） 妊娠した労働者等の就業環境の整備	16
（４） 勤務状況の帳簿の整備	16
6 職員給与等の状況	
（１） 本俸・諸手当	16
（２） 社会保険	16
（３） 賃金台帳	16
7 健康管理	
（１） 安全衛生管理体制	17
（２） 健康診断	17
8 職員研修	17
9 管理者の責務	18
10 建物設備等の管理	
（１） 建物設備の状況	19
（２） 建物設備の安全、衛生	20
11 災害対策の状況	
（１） 管理体制(防火管理者)	21
（２） 防火対策	21
（３） 消防計画等	21
（４） 消防署の立入検査	22
（５） 防災訓練等	22
（６） 災害発生時への備え	23
（７） 保安設備	23
（８） 安全対策	24

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 児童の入所状況 (1) 定員の遵守	1 定員 ア 家庭的保育事業にあっては、1人以上5人以下とする。 イ 小規模保育事業A型を行う事業所 (以下「小規模保育事業所A型」という。)にあっては6人以上19人以下とする。 2 定員の弾力化 家庭的保育事業者等は、総定員の範囲内で受け入れることを基本とする。ただし、区家庭的条例に定める面積及び職員配置基準を下回らない範囲内で、定員を超えて保育を実施することができる。なお、連続する過去の2年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率(当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認可定員の総和で除したものをいう)が120%以上のときは、定員の見直しを行うこと。 ※家庭的保育事業者は対象外 家庭的保育事業者等の設置認可事項について変更が生じた時は、変更届を提出することが必要である。 ・主な変更届出事項 (1) 施設名称及び所在地 (2) 設置者の名称、住所及び代表者 (3) 土地建物の構造及び使用区分並びに屋外遊戯場 (4) 定員又は年齢区分 (5) 施設長 (6) 管理者 (7) 調理業務(業務委託、外部搬入)	1 認可・利用定員は遵守されているか。	(1) 児童福祉法第6条の3第9項、第10項、第34条の15 (2) 区家庭的条例第3条(省令第22条、第23条、第28条、第29条) (3) 区特定保条例第2条(府令第37条、第48条) (4) 雇児発1212第6号通知	(1) 入所児童数の定員超過により、職員、設備、面積等が基準を下回り、その結果施設運営に重大な支障が生じている。 (1) 入所児童数が認可定員を超え、かつ弾力化の認められる範囲を上回っている。 (2) 定員の見直し等を行っていない。	C B B
(2) 認可内容の変更 (建物設備を除く)		1 認可内容の変更を届け出ているか。	(1) 児童福祉法施行規則第36条の36第3項、第4項	(1) 認可内容の変更を届け出していない。	C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
2 基本方針及び組織 (1) 福祉サービスの基本的理念	1 家庭的保育事業者等は、利用者の国籍、信条、社会的身分等、又は入所に要する費用負担によって差別的な取り扱いをしてはならない。なお、宗教上の行為、祝典、儀式、又は行事への参加を強制することは、厳に慎まなければならない。 また、職員に対し、国籍、信条、又は社会的身分等を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならない。	1 国籍、社会的身分等により 差別的扱いをしたり、信条等を強制したりしていないか。	(1) 児童福祉法第1条 (2) 労働基準法第3条 (3) 区家庭的条例第3条（省令第11条）	(1) 国籍、社会的身分等により差別的扱いをしたり、信条等を強制したりしている。	C
	2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って保育サービスを提供しなければならない。	2 利用者の立場に立った保育サービスを提供しているか。	(1) 社会福祉法第3条、第5条	(1) 利用者の立場に立った保育サービスを提供していない。	B
(2) 利用者の人権の擁護、虐待の防止	1 家庭的保育事業者等の職員は、利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他の利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	1 利用者の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 区家庭的条例第3条（省令第12条） (2) 児童福祉法第33条の10、第33条の11	(1) 利用者の心身に有害な影響を与える行為をしている。	C
	2 家庭的保育事業者等の長は、利用者の人権の擁護、虐待事案の早期発見及び防止に努めるため、職員に対し虐待防止研修を実施するなど、必要な措置を講じなければならない。	2 利用者に対する人権の擁護、虐待事案の早期発見及び防止のため、職員に対し虐待防止研修を実施するなど、必要な措置を講じているか。	(1) 児童虐待の防止等に関する法律第2条、第3条 (2) 区家庭的条例第3条（省令第12条） (3) 雇児総発第1006001号通知 (4) 子発0327第5号通知 (5) 保育所保育指針第1章1(5)ア	(1) 利用者の人権の擁護、職員に対し虐待防止研修を実施するなど、必要な措置を講じていない。	B
	3 家庭的保育事業者等は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、データベースを活用するとともに、任命又は雇用する保育士について、当該保育士が児童生徒性暴力を行ったと思料するときは、速やかにその旨を葛飾区に報告すること。 家庭的保育事業者等は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年6月15日法律第66号）の趣旨を踏まえ、関係者との連携を図りつつ、施設における保育士による児童生徒性暴力等の防止等に取り組むとともに、当該施設に在籍する児童が保育士による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処すること。	3 データベースを活用すると共に、保育士が児童生徒性暴力を行ったと思料したとき、また、在籍する児童が保育士による児童生徒性暴力等を受けたと思われるとき、速やかに区に報告するなど、必要な措置を講じているか。	(1) 子発0327第5号通知 (2) 保育所保育指針第1章1(5)ア (3) 児童福祉法第18条の20の3、第18条の20の4	(1) 必要な措置を講じていない。 (2) 必要な措置が不十分である。	C B
(3) 個人情報保護	福祉関係事業者が事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益の侵害を防止するため、必要な措置を講ずる必要がある。保有する個人情報について、次のように取り扱うこと。 (1) 利用目的をできる限り特定すること。 (2) 個人情報を取得した場合、速やかに本人に利用目的を通知又は公表すること。 (3) 個人情報を適正に取得し、またその内容を正確に保つこと。 (4) 個人情報漏えいの防止及び漏えい時の報告連絡体制等、安全管理措置を講じること。	1 個人情報保護に関して、法律等に基づいて適切な措置を講じているか。	(1) 個人情報保護法第16条～第33条 (2) 個人情報の保護に関する法律のガイドライン（通則編） (3) 保育所保育指針第1章1(5)ウ、第4章1(2)イ	(1) 個人情報保護に関して、適切な措置を講じていない。 (2) 個人情報保護に関して、必要な措置が不十分である。	C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 秘密保持	(5) 法令に基づく場合等を除き、個人情報を第三者に提供する際はあらかじめ本人の同意を得ること。 (6) 例外規定に該当する場合を除き、本人から個人情報の開示を求められた場合は開示すること。 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。家庭的保育事業者等は、職員であった者が秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 必要な措置 ・ 規程等の整備 ・ 雇用時の取決め 等	1 家庭的保育事業者等は秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	(1) 区家庭的条例第3条（省令第20条） (2) 保育所保育指針第4章1(2)イ	(1) 必要な措置を講じていない。 (2) 必要な措置が不十分である。	C B
(5) 苦情解決	家庭的保育事業者等は、利用者又はその保護者等からの保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他必要な措置を講じなければならない。 必要な措置 ・ 施設内の見やすい場所に掲示 ・ 利用者への文書での配布	1 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。 2 施設内への掲示、文書の配布等により、苦情解決の仕組みが利用者に周知されているか。	(1) 区家庭的条例第3条（省令第21条） (2) 雇児発0307第1号通知 (1) 雇児発0307第1号通知	(1) 苦情解決の仕組みを整備していない。 (2) 苦情解決の仕組みの整備が不十分である。 (1) 利用者への周知が行われていない。 (2) 利用者への周知が不十分である。	C B C B
(6) サービスの質の評価等	家庭的保育事業者等は自ら業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 家庭的保育事業者等は定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図る必要がある。	1 定期的に福祉サービス第三者評価受審等、サービスの質向上のための取組をしているか。 ※小規模保育事業所は5年に1回程度受審しているか。	(1) 区特定保条例第2条（府令第45条） (2) 子発0326第10号通知	(1) サービス評価等、サービスの質向上のための取組を行っていない。 (2) サービス評価等、サービスの質向上のための取組が不十分である。	C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(9) 分掌事務	職員の職種や員数に基づき、職務の内容などを定めた分掌事務を明確にすることは、適切に職務を遂行し、かつ責任の所在を明らかにする観点から必要なことである。	1 各職員の職務分掌は明確になっているか。	(1) 区特定保条例第2条（府令第47条）	(1) 職務分掌が明確でない。	B
(10) 業務日誌 （園日誌）	家庭的保育事業者等の状況を的確に把握するため、業務（園）日誌は施設の日常業務を一覧できる内容である必要がある。施設長等が日々の施設運営上重要と認めることを記録する。 （例） 職員及び児童の出欠状況、園行事、会議、出張、来訪者等	1 業務（園）日誌を適切に作成しているか。	(1) 区特定保条例第2条（府令第49条）	(1) 業務（園）日誌が未作成である。 (2) 業務（園）日誌の内容が不十分である。	B B
(11) 職員会議	家庭的保育事業者等は、職員会議等を通じて職員間の連携を十分に図ることが必要である。そのため、施設長は職員を招集して、施設の運営方針及びその内容等を十分協議し、共通理解が求められる。 記録は、日時、場所、出席者、欠席者、会議内容等を記録する。	1 職員会議の開催方法等は適切か。 2 会議録を作成しているか。	(1) 区特定保条例第2条（府令第49条） (2) 保育所保育指針第1章3(5)イ、第5章2(2)	(1) 職員会議等を通じて職員間の連携が十分に図られていない。 (2) 欠席者等へ周知していない。 (1) 会議録を作成していない。	B B
(12) 業務継続計画等	1 研修及び訓練の実施 家庭的保育事業者等は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施するように努めなければならない。	1 定期的に研修・訓練を実施しているか。	(1) 児童福祉施設設備運営基準第10条第2項	(1) 感染症及び食中毒の予防等について研修・訓練を実施していない。	B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
3 就業規則等の整備 (1) 就業規則 ※小規模保育事業所のみ	1 就業規則は当該事業等の職員の労働条件を具体的に定めたものであり、職員の給与とともに、職員処遇の中心をなすものである。施設の円滑かつ適正な運営を期す上からも、これらを踏まえた職員処遇が適正に行われていることが必要である。本規則は労働基準法等労働関係法令と密接な関係を有し、規則の内容や適用の是非については、高度に専門的知識、経験及び判断が要求される場合がある。 従って検査に当たっては、必要な事項が定められていること、内容の適否、作成に当たった適正な手続の履行、職員への適正な周知などを調べることとなるが、高度に専門的な事項については、労働基準監督署等の監督機関の指導を受けるよう助言する。 2 事業主は、短時間労働者について、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働者保護法令を遵守する必要がある。 3 職員10人以上の施設にあつては就業規則の作成と労働基準監督署への届出が義務づけられており、変更届についても同様である。 10人未満の施設については、作成の義務はないが、労働条件の明示の観点から作成を助言する。	1 職員10人以上の事業所等について、就業規則を整備しているか。 2 非常勤職員就業規則を整備しているか（就業規則に非常勤職員に関する規程が含まれていない場合）。 3 就業規則の内容は適正か。 ・有給休暇の付与日数は労働基準法で定められた日数であるか。 ・勤務時間及び休憩時間は法定時間を遵守しているか。 ・65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を定めているか。 4 労働基準監督署に届け出ているか。	(1) 労働基準法第32条～第41条、第89条、第90条、第106条 (1) パートタイム・有期雇用労働法第7条 (2) 厚生労働省告示第326号 (1) 労働基準法第32条～第41条、第89条 (2) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条 (1) 労働基準法第89条	(1) 就業規則を作成していない。 (1) 非常勤職員就業規則を作成していない。 (1) 就業規則の内容が不適正である。 (1) 労働基準監督署に届け出していない。	B B B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	4 就業規則に記載すべき事項 (1) 絶対的必要記載事項（就業規則に必ず記載しなければならない事項） ① 労働時間に関する事項…始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇（産休、育児休業、介護休業、子の看護休暇を含む。）並びに交替制の場合は就業時転換 ② 賃金に関する事項…賃金の決定、計算、支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給 ③ 退職に関する事項…退職の条件及び方法並びに解雇の条件及び方法(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年5月25日法律第68号)が一部改正(平成24年9月5日法律第78号)され、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等が義務化された。【平成25年4月1日施行】) (2) 相対的必要記載事項(当該事業所に適用されるべき一定の「定めをする場合」には、就業規則に必ず記載しなければならない事項) ① 退職手当に関する事項…適用される労働者の範囲、手当の決定、計算及び支払の方法並びに手当の支払時期 ② 臨時の賃金及び最低賃金額に関する事項 ③ 労働者に負担させる食費、作業用品その他に関する事項 ④ 安全及び衛生に関する事項 ⑤ 職業訓練に関する事項 ⑥ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項 ⑦ 表彰及び制裁に関する事項…種類及び程度 ⑧ 上記以外の当該事業所の労働者のすべてに適用される事項	5 就業規則の内容と現状に差異はないか。	(1) 労働基準法第89条	(1) 就業規則と現状に差異がある。	B
(2) 給与規程	1 給与規程は、就業規則の一部であるから、作成、改正、届出等についても就業規則と一体のものであるが、職員の給与が職員の処遇上極めて重要であることから適正に整備されていることが必須である。 2 職員の給与の支給については、労働基準法(差別的扱いの禁止、男女同一、賃金支払い方法、非常時払い、時間外勤務手当等)及び最低賃金法で定める事項の外は、当該法人における労働契約、就業規則、労働協約が尊重される。 3 給与及び諸手当の支給基準が明確であり、また、基準に従って支給すること。	1 給与規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。 2 給与規程の内容は適正であるか。また、規程と実態に差異はないか。 3 給与及び諸手当等の支給基準が明確になっているか。	(1) 労働基準法第3条、第4条、第24条、第28条、第32条～第41条、第89条 (1) 労働基準法第15条、第89条 (2) 雇児発第488号通知5(3)オ	(1) 給与規程を整備していない。 (2) 労働基準監督署に届け出していない。 (1) 給与規程の内容が不適正である。 (2) 給与規程と実態に差異がある。 (1) 給与及び諸手当の支給基準が明確でない。	B B B B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 育児・介護休業規程等	1 育児休業 (1) 育児休業とは、1歳（一定の条件下で2歳）に満たない子を療育する労働者が休業を申し出ることにより、労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。 ・雇用された期間が1年に満たない場合 ・申出の日から1年以内（1歳6か月及び2歳まで育児休業する場合には6か月以内）に雇用関係が終了することが明らかな場合 ・1週間の所定労働日数が2日以下の場合 ※両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまで1年間以内の休業が可能。 育児休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 ・育児休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・育児休業の取得に必要な手続 ・育児休業期間 ※出生時育児休業（産後パパ育休） 養育する子について、休業を申し出ることにより、子の出生後、8週間以内に4週間以内の期間を定めてする休業。 ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。 ・申出があった日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな場合 ・1週間の所定労働日数が2日以下の場合 (2) 雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置 事業主は、育児休業申出等が円滑に行われるようにするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。 ① その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施 ② 育児休業に関する相談体制の整備 ③ その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置	1 育児休業に関する規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。（就業規則において育児休業に関する事項を定めていない場合） 2 雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置をしているか。	(1) 基発第712号通知 (2) 育児・介護休業法第5条～第10条、第16条の8、第17条、第19条、第21条、第21条の2、第23条、第24条 (3) 育児・介護休業法施行規則第8条、第21条の2～第22条の2 (4) 雇均発0120第1号通知 (1) 育児・介護休業法第22条 (2) 育児・介護休業法施行規則第71条の2	(1) 育児休業に関する規程を整備していない。 (2) 育児休業に関する規程の内容に不備がある。 (3) 労働基準監督署に届け出していない。 (1) 育児休業に関する研修等の措置がされていない。	B B B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 育児・介護休業規程等	(3) 妊娠又は出産等についての申出があった場合は、育児休業に関する制度その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに意向確認のための面談等の措置を講じなければならない。 〈周知事項〉 ①育児休業・産後パパ育休に関する制度 ②育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③育児休業給付に関すること ④労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い 〈周知・意向確認の方法〉 ①面談②書面交付③FAX④電子メール等のいずれか また、育児休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。 加えて、その雇用する労働者のうち、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、労働者の申出に基づく育児に関する目的のために利用することができる休暇を与えるための措置を講じなければならない。 (4) 勤務時間の短縮等の措置 ①3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないものについては、事業主は、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするため、労働者の申出に基づき、1日の所定労働時間を6時間とする短時間勤務制度が義務付けられる。なお、労使協定により適用除外とした場合、以下の代替措置を講じなければならない。 ・育児休業の制度に準ずる措置 ・フレックスタイム制 ・始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ ・託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与 ②所定時間外労働をさせない制度 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が請求した場合は、所定労働時間を超えて、労働させてはならない。	3 育児休業及び勤務時間の短縮等の措置を職員に周知しているか。 4 育児休業及び勤務時間の短縮等の措置を措置を講じているか。	(1) 育児・介護休業法第21条第1項、第2項 (2) 育児・介護休業法施行規則第69条の3、第69条の4 (1) 育児・介護休業法第10条、第16条の8、第17条、第19条、第23条、第24条	(1) 育児休業及び勤務時間の短縮等の措置を職員に周知していない。又は不十分である。 (1) 育児休業及び勤務時間の短縮等の措置を講じていない。 (2) 法に定める短時間勤務の措置を実施していない。 (3) 法に定める所定外労働時間の免除を行っていない。	B B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 育児・介護休業規程等	(5) 時間外労働の制限 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求があったときは、制限時間を超えて労働時間を延長してはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。（制限時間1月24時間、1年150時間）	5 育児を行う労働者の時間外労働の制限をしているか。	(1) 育児・介護休業法第17条第1項	(1) 時間外労働の制限について、適切に実施していない。	B
	(6) 深夜労働の制限 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求した場合においては、午後10時から午前5時までの間において労働させてはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りではない。	6 育児を行う深夜労働の制限をしているか。	(1) 育児・介護休業法第19条、第20条	(1) 深夜労働の制限について、適切に実施していない。	B
	2 介護休業 (1) 介護休業とは、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が休業を申し出ることにより労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。 対象家族一人につき通算93日まで3回を上限として分割して取得することができる。ただし、次の労働者について介護休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申し出を拒むことができる。 ・雇用された期間が1年に満たない場合 ・申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員 ・1週間の所定労働時間が2日以下の従業員 ・その他合理的理由がある場合 介護休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 ・介護休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・介護休業の取得に必要な手続 ・介護休業期間 また、介護休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。	1 介護休業に関する規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。（就業規則において介護休業に関する事項を定めていない場合）	(1) 労働基準法第89条、第90条 (2) 育児・介護休業法第11条～第16条、第18条、第20条、第23条 (3) 雇均発0120第1号通知	(1) 介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を講じていない。 (2) 介護休業に関する規程の内容に不備がある。 (3) 労働基準監督署に届け出していない。	B B B
	(2) 雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置 事業主は、介護休業及び介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。 ① その雇用する労働者に対する介護休業に係る研修の実施 ② 介護休業に関する相談体制の整備 ③ その他厚生労働省令で定める介護休業に係る雇用環境の整備に関する措置	2 雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置をしているか。	(1) 育児・介護休業法第22条 (2) 育児・介護休業法施行規則第71条の2～第72条の4	(1) 介護休業及び介護両立支援制度等に関する研修等の措置がされていない。	B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 育児・介護休業規程等	(3) 対象家族が当該労働者の介護を必要とする状況に至ったことの申出があった場合は、介護休業に関する制度、仕事と介護との両立に資するものとして厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに意向確認のための面談等の措置を講じなければならない。 〈周知事項〉 ①介護休業及び介護両立支援制度等に関する制度 ②介護休業及び介護両立支援制度等の申出先 ③介護休業給付金に関すること 〈周知・意向確認の方法〉 ①面談②書面交付③FAX④電子メール等のいずれか (4) 事業主は、労働者が介護に直面する前の早い段階で、労働者の理解と関心を深めるために、介護休業及び介護両立支援制度等その他の厚生労働省で定める事項を当該労働者に対して、知らせなければならない。 〈周知期間〉 ①労働者が40歳に達する日（誕生日前日）の属する年度（1年間） ②労働者が40歳に達する日の翌日（誕生日）から1年間のいずれか 〈周知事項〉 ①介護休業及び介護両立支援制度等に関する制度 ②介護休業及び介護両立支援制度等の申出先 ③介護休業給付金に関すること 〈周知・意向確認の方法〉 ①面談②書面交付③FAX④電子メール等のいずれか (5) 勤務時間の短縮等の措置 要介護状態にある対象家族を介護する労働者については、事業主は、労働者が就業しつつ要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするため、次のいずれかの方法を講じる必要がある。介護休業とは別に利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能。 ①短時間勤務制度 ②フレックスタイム制 ③始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ ④介護サービスを利用する場合の費用の助成その他これに準ずる制度 (6) 時間外労働の制限 要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、制限時間を超えて労働時間を延長してはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。（制限時間1月24時間、1年150時間） (7) 深夜労働の制限 要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、午後10時から午前5時までの間において労働させてはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。	3 介護休業及び介護両立支援制度等の措置を講じているか。 4 介護に直面する早い段階で、介護休業及び介護両立支援制度等の措置を職員に周知をしているか。 5 介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。 6 介護を行う労働者の時間外労働の制限をしているか。 7 介護を行う深夜労働の制限をしているか。	(1) 育児・介護休業法第21条第2項 (2) 育児・介護休業法施行規則第69条の6～第69条の9 (1) 育児・介護休業法第21条第3項 (2) 育児・介護休業法施行規則第69条の10～第69条の12 (1) 育児・介護休業法第11条～第16条、第18条、第20条、第23条 (1) 育児・介護休業法第17条第1項 (1) 育児・介護休業法第19条、第20条	(1) 介護休業及び介護両立支援制度等に関する勤務時間の短縮等の措置を講じていない。又は不十分である。 (1) 介護に直面する早い段階で、介護休業及び介護両立支援制度等の措置を職員に周知していない。又は不十分である。 (1) 介護休暇制度について、適切に実施していない。 (2) 法に定める短時間勤務の措置を実施していない。 (3) 法に定める所定外労働時間の免除を行っていない。 (1) 時間外労働の制限について、適切に実施していない。 (1) 深夜労働の制限について、適切に実施していない。	B B B B B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 旅費	3 子の看護等休暇 小学校第3学年修了前の子を養育する労働者は、申し出るにより、病気・けがをした子の看護のほか予防接種、健康診断を受けさせるため、又は感染症に伴う学級閉鎖等や入園（入学）式、卒園式のために、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日休暇取得できる。子の看護等休暇は1日単位又は時間単位で取得できる。	1 子の看護等休暇制度について、適切に実施しているか。	(1) 育児・介護休業法第16条の2～第16条の4	(1) 子の看護等休暇制度について、適切に実施していない。	B
	4 介護休暇 要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者は、事業主に申し出るにより、要介護状態にある対象家族が1人であれば年5日まで、2人以上であれば年10日まで、介護のために休暇を取得することができる。介護休暇は1日単位又は時間単位で取得できる。	1 介護休暇制度について、適切に実施しているか。	(1) 育児・介護休業法第16条の5～第16条の7	(1) 介護休暇制度について、適切に実施していない。	B
	5 労働者の配置に関する配慮 事業主は、労働者を転勤させようとする場合には、子の養育又は家族の介護の状況に配慮しなければならない。	1 労働者の配置について、配慮しているか。	(1) 育児・介護休業法第26条	(1) 労働者の配置について、配慮していない。	B
	1 職員が業務又は研修のため出張する場合は、その旅費（実費及び手当）を支給するものとする。旅費、日当の支払い、宿泊費の定額払いを行う場合は根拠となる規程が必要である。	1 旅費に関する規程を整備しているか。（実費以外を支給している場合）。また、規程と実態に差異はないか。	(1) 労働基準法第89条、第90条	(1) 旅費に関する規程を整備していない。又は内容に不備がある。 (2) 旅費に関する規程内容と実態に差異がある。	B B
	1 36協定 時間外及び休日に労働させる場合は協定を締結する必要がある。締結に当たっては、労働者の過半数で組織する労働組合の代表者、労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と使用者との間で書面による協定を結び、労働基準監督署に届け出る必要がある。なお、届出の様式は労働基準監督署の窓口に備えられており、有効期間は1年が一般的である。また、協定は法の適用単位である事業場ごとに締結しなければならない。	1 36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。（時間外及び休日に労働させる場合）	(1) 労働基準法第36条	(1) 36協定を締結していない。 (2) 労働基準監督署に届け出していない。 (3) 協定内容と現状に差異がある。	B B B
	2 24協定 賃金から給食費や親睦会費など、法令で定められている税金、社会保険料等以外の経費を控除する場合は、36協定と同様の手続きをもって「賃金控除協定」を締結する必要がある。	2 24協定を適切に締結しているか。（賃金から法定外経費を控除する場合）	(1) 労働基準法第24条	(1) 24協定を締結していない。 (2) 協定内容、手続が不適切である。	B B
(5) 労使協定等	3 変形労働時間制 (1) 1ヶ月以内 1ヶ月以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、労使協定の締結又は就業規則その他これに準じるものによる規程をし、労働基準監督署に届け出る必要がある。 (2) 1ヶ月超1年以内 1ヶ月を超え1年以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出る必要がある。 また、1年単位の変形労働時間制を採用した場合は、始業・終業、休憩時間、休日を就業規則に定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。	3 変形労働時間制に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	(1) 労働基準法第32条の2、第32条の4	(1) 変形労働時間制(1ヶ月以内)に関する協定を締結せず、就業規則にも規程していない。 (2) 変形労働時間制(1ヶ月超1年以内)に関する協定を締結していない。	B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 労使協定等	(3) フレックスタイム制 3か月以内の一定の総労働時間を定め、労働者がその範囲で各日の始業及び終業の時刻を選択して働く場合には、労使協定の締結及び就業規則その他これに準じるものによる規定をし、労働基準監督署に届け出る必要がある。 なお、期間が1か月以内の場合は、労使協定については労働基準監督署への届け出を要しない。			(3) フレックスタイム制に関する協定の締結及び就業規則の規定がない。 (4) 労働基準監督署に届け出ていない。	B B
(6) 周知等の措置	1 就業規則及び協定等については、職員に周知しなければならない。 2 賃金は、通貨による支払が原則であるが、個々の労働者の同意を得た場合には、口座振込により支払うことができる。なお、労働者が賃金の振込先として本人名義の預金口座を指定していれば同意を得ていると解される。	1 就業規則等を職員に周知しているか。 2 口座振込に関する個人の書面による同意を得ているか。	(1) 労働基準法第106条 (2) 育児・介護休業法第21条 (1) 労働基準法施行規則第7条の2 (2) 労働基準法第24条	(1) 職員に周知していない。又は不十分である。 (1) 個人の同意を得ていない。	B B
4 職員の状況 (1) 職員配置	1 家庭的保育事業者等は、各事業ごとに区条例に基づいた職員配置を適正に実施しなければならない。留意事項通知に定められた職員構成その他必要な基準を充足すること。 公定価格の基本分単価に含まれる職員構成を充足すること。また、加算を受ける場合、加算の要件を満たすこと。 2 必要な保育士の数は、児童の定員及び入所児童数のそれぞれについて、区条例に規定する児童の年齢別に、同条に規定する保育士の員数の基準となる児童数で除し、小数点1位(小数点2位以下切り捨て)まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数を比較し、いずれが多い方とする。 〈常勤の保育士及び短時間勤務の保育士の定義について〉 最低基準における定数上の保育士について、「常勤の保育士」とは、次に掲げる者をいい、「短時間勤務の保育士」とは次のいずれにも該当しない者をいうものとする。 (1) 当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。)に達しているもの。 (2) 上記以外の者であって、1日6時間以上かつ20日以上勤務するもの。	1 職員配置は適正に行われているか。	(1) 区家庭的条例第3条(省令第23条、第29条) (2) 雇児発0218第2号通知 (3) 留意事項通知 (4) こ成保21通知 (5) 子発0319第1号通知	(1) 職員配置が適正に行われていない。	C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(1) 職員配置	〈常勤以外の保育士導入の要件〉 (1) 常勤の保育士が各組や各グループに1名以上(乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上)配置されていること。 (2) 常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士及びその他の常勤以外の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。				
(2) 職員の資格保有	1 家庭的保育事業者等は、各事業ごとに区条例に基づいた職員の資格の保有を徹底しなければならない。 2 家庭的保育者及び小規模保育事業所の管理者は、区の基準に定める要件を具備していることが必要である。 3 保育士でない者は、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。	1 資格を要する職種において、有資格者が勤務しているか。 2 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用していないか。	(1) 区家庭的条例第3条（省令第23条、第29条） (1) 児童福祉法第18条の23	(1) 資格を要する職種に有資格者が勤務していない。 (1) 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用している。	C C
(3) 採用、退職	1 家庭的保育事業者等は、募集及び採用について性別にかかわらず均等な機会を与えなくてはならない。 2 家庭的保育事業者等は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の条件を明示しなければならない。 (1) 労働契約の期間に関する事項 (2) 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項（通算契約期間又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む。） (3) 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項（契約の締結又は更新時に、就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む。） (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに就業時転換に関する事項 (5) 賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切及び支払いの時期並びに昇給に関する事項 (6) 退職に関する事項（解雇の事由を含む） 上記の事項等については、昇給に関する事項を除き、書面交付等の方法により明示する必要がある。 3 家庭的保育事業者等は、保育士を任命又は雇用しようとするときは、データベースを活用すること。 データベースにより、特定登録取消者に該当することが判明した場合、その情報を端緒として、採用面接等を通じて本人に経歴等より詳細な確認を行ったり、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。 ※特定登録取消者とは次の者のことをいう。 ①児童生徒性暴力等を行ったことにより、保育士の登録を消された者。 ②①以外の者で保育士登録を取り消された者のうち、保育士登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者。	1 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。 2 職員の採用時に職務内容給与等の労働条件を明示しているか。 3 保育士の任命、又は雇用の際にデータベースを活用し、適切な任命又は雇用の判断を行っているか。	(1) 男女雇用機会均等法第5条 (1) 労働基準法第15条第1項 (2) 労働基準法施行規則第5条 (1) 児童福祉法第18条の20の4	(1) 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしていない。 (1) 採用時に労働条件の明示がない。 (2) 採用時に労働条件の明示が不十分である。 (1) データベースを活用し、適切な任命又は雇用の判断を行っていない。	B B B B C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 採用、退職	1 非常勤職員の雇用 就業規則等の交付等により雇用期間、賃金、勤務時間、職務内容等が明確であること。 労働の実態が就業規則等と異なる場合には、労働条件に関する事項を文書で明らかにする必要がある。 ※パートタイム・有期雇用労働法上の明示事項 昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項の相談窓口 無期転換申込権が発生する契約の更新時においては、無期転換を申し込むことができる旨、及び無期転換後の労働条件の明示が必要である。	3 非常勤職員の採用時に、雇入通知書(雇用契約書)等の文書を交付し、必要な労働条件を明示しているか。	(1) 労働基準法第15条第1項 (2) 労働基準法施行規則第5条 (3) パートタイム・有期雇用労働法第6条 (4) パートタイム・有期雇用労働法施行規則第2条	(1) 非常勤職員に勤務条件の明示がない。 (2) 非常勤職員に勤務条件の明示が不十分である。	B B
(4) 関連帳簿の整備	職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておくなければならない。 (1) 資格証明書 (保育士証の写し、医師免許証の写し等) (2) 履歴書 (3) 労働者名簿 (①氏名 ②生年月日 ③履歴 ④性別 ⑤住所 ⑥従事する業務の種類 ⑦雇入れ年月日 ⑧退職年月日及びその理由 ⑨死亡年月日及びその原因等)	1 資格が必要な職種の職員について、資格証明書を整備しているか。 2 履歴書を整備しているか。 3 労働者名簿は全職員分を整備しているか。	(1) 区家庭的条例第3条（省令第19条） (1) 区家庭的条例第3条（省令第19条） (1) 労働基準法第107条、第109条 (2) 労働基準法施行規則第53条、第56条 (3) 区家庭的条例第3条（省令第19条）	(1) 資格職種の資格証明書を整備していない。 (2) 一部職員の資格証明書を整備していない。 (1) 履歴書を整備していない。 (1) 労働者名簿を整備・保管していない。	C B B B
5 勤務状況 (1) 勤務体制	事業等における職員の労働時間や休日等の勤務体制は、労働基準法を遵守すること。	1 勤務体制が労働基準法上、適正か。	(1) 労働基準法第32条～第41条	(1) 勤務体制が労働基準法上、適正でない。	B
	1 事業主は、労働者の配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職及び解雇等について性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。	1 性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。	(1) 男女雇用機会均等法第6条～第9条	(1) 性別による差別的取扱いをしている。	B
(2) 均等な待遇の確保	2 事業主は、女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。また、その指導事項を守ることができるよう必要な措置を講じなければならない。	2 妊娠中及び出産後の女性労働者に対して、保健指導等の時間を確保しているか。また、保健指導等に基づく指導事項を守るよう、勤務の軽減等必要な措置を講じているか。	(1) 男女雇用機会均等法第12条、第13条	(1) 保健指導等を受けるための時間を確保していない。 (2) 勤務の軽減等必要な措置を講じていない。	B B
	3 事業主は、正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けてはならない。	3 正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与など、不合理な待遇差を設けていないか。	(1) パートタイム・有期雇用労働法第8条、第9条	(1) 正社員と非正規社員との間で、不合理な待遇差を設けている。	B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 妊娠した労働者等の就業環境の整備	1 事業主は、女性労働者が妊娠・出産・産前産後休業の申請取得等に関する言動により就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備その他の必要な措置を講じなければならない。	1 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を行っているか。	(1) 男女雇用機会均等法第9条、第11条の3、第11条の4	(1) 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を行っていない。	B
	2 事業主は、労働者が育児・介護休業等の利用に関する言動により就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備その他の必要な措置を講じなければならない。	2 育児・介護休業等の利用に関するハラスメントの防止措置を行っているか。	(1) 育児・介護休業法第10条、第16条、第16条の4、第16条の7、第25条、第25条の2	(1) 育児・介護休業等の利用に関するハラスメントの防止措置を行っていない。	B
(4) 勤務状況の帳簿の整備	職員の状態を把握するため、関連帳簿を整備しておくなければならない。 ・出勤・退勤に関するもの(タイムカード) ・出張(外出)に関するもの ・所定時間外勤務に関するもの ・休暇取得に関するもの等	1 勤務関連帳簿を整備しているか。	(1) 区家庭の条例第3条(省令第19条)	(1) 勤務に関する帳簿を整備していない。 (2) 勤務に関する帳簿の一部が整備されていない。又は記録の内容に不備がある。	C B
6 職員給与等の状況	職員の給与については、適正に支給することが必須である。	1 本俸・諸手当は規程どおり支給されているか。 2 初任給は給与規程どおりに決定しているか。 3 昇給及び昇格は規程どおりに行われているか。	(1) 労働基準法第3条、第4条、第24～第28条、第32条～第41条、第89条	(1) 本俸・諸手当を規程どおり支給していない。 (1) 初任給を給与規程どおりに決定していない。 (1) 昇給及び昇格を規程どおりに行っていない。	B B B
(1) 本俸・諸手当					
(2) 社会保険	職員5人以上を使用する事業所は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働者災害補償保険のいずれの保険においても、被保険者として強制加入又は強制適用されることとなっており、原則として小規模保育事業は社会保険に加入の義務がある。 ※労災、雇用保険に関しては1人でも雇っていれば加入しなければならない。労災は労働時間・契約形態に関係しない(同居の家族は除く)。雇用保険は雇用保険への加入条件を満たす職員が一人でもいれば加入義務が発生(週20時間以上かつ31日以上継続して雇用される者)。 ※健康保険、厚生年金については法人ならば、事業主一人でも加入義務発生。個人事業主であれば、健康保険法3条・厚生年金法6条に定める業種で5人以上従業員を雇用する事業所のみ加入義務発生(個人経営ならば5人以上従業員を使用する小規模保育所のみ)。	1 社会保険に加入義務のある職員が適正に加入しているか。	(1) 健康保険法第3条 (2) 健康保険法施行規則第24条 (3) 厚生年金保険法第6条第1項 (4) 厚生年金保険法施行規則第15条 (5) 雇用保険法第5条 (6) 雇用保険法施行規則第6条 (7) 労働者災害補償保険法第3条第1項	(1) 本俸・諸手当を規程どおり支給していない。 (1) 初任給を給与規程どおりに決定していない。 (1) 昇給及び昇格を規程どおりに行っていない。 (1) 社会保険に加入していない職員がいる。	B B B B
(3) 賃金台帳	使用者は、賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他法令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。	1 賃金台帳を整備しているか。	(1) 労働基準法第108条、第109条 (2) 労働基準法施行規則第54条～第56条 (3) 区家庭の条例第3条(省令第19条)	(1) 賃金台帳を整備していない。	B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
7 健康管理 (1) 安全衛生管理体制 ※小規模保育事業所のみ	労働者の健康の確保は、事業の円滑な遂行に不可欠な条件であり、法の定めにより定期的に健康診断を実施するとともに、労働者の安全又は衛生のための教育等が必要である。 ・労働者が常時10人以上50人未満の施設においては、衛生推進者を選任し、衛生管理者に準じた職務を行わせること。また、衛生に関する事項について関係労働者の意見を聴くための機会を設けること。	1 (職員が常時10人以上50人未満の施設において)衛生推進者を選任しているか。	(1) 労働安全衛生法第12条の2 (2) 労働安全衛生規則第12条の2～4、第23条の2	(1) 衛生推進者を選任していない。 (2) 衛生推進者を職員に周知していない。	B B
(2) 健康診断	常時使用する労働者を雇い入れる時は、健康診断を行わなければならない。(雇入時健康診断) 定期健康診断は1年以内ごとに1回、必要な項目について医師による健康診断を行わなければならない。また、夜間業務に従事する職員の場合には6か月以内ごとに1回の健康診断が必要となる。 なお、1年以上使用されることが予定されている者及び更新により1年以上引続き使用されている者で、就労時間数が通常の就労者の3/4以上の者についても同様にを行うこと。 ・結核診断の結果結核の発病のおそれがある者に対して、X線直接撮影検査、かく痰検査及び聴診・打診その他必要な検査を行うこと。 ・健康診断個人票を作成して、これを5年保存すること。	1 健康診断を適切に実施しているか。	(1) 労働安全衛生法第66条、第66条の10 (2) 労働安全衛生規則第43条～第45条、第52条の9～21 (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2 (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第27の2 (5) 区家庭的条例第3条(省令17条) (6) 基発0130第1号第11(4)ト	(1) 健康診断が未実施である。 (2) 調理・調乳に携わる者に健康診断の未受診者がいる。 (3) 健康診断の未受診者がいる。 (4) 健康診断の実施方法が不適切である。 (5) 健康診断の実施時期が不適切である。	C C B B B
8 職員研修	家庭的保育事業者等の職員は、知識及び技能の修得、維持及び向上を図らなければならない。 施設は、職員に対し資質の向上及び人材確保のため、研修体系を構築し、研修等の充実を図るとともに、職員の自己研鑽が図られるよう、業務の中で必要な知識や技術を習得できる体制や、職場内や外部の研修受講の機会等を確保しなければならない。 特に、個人の職務遂行能力に応じた、具体的内容をもった実施計画が立てられていることが望まれる。 家庭的保育事業者等は、施設の全体的な計画や、各職員の研修の必要性を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員の勤務体制の工夫等により、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上を図らなければならない。	2 結果の記録を作成・保存しているか。 1 研修の機会を確保しているか。	(1) 労働安全衛生規則第51条 (1) 保育所保育指針第5章2(2)、3、4 (2) 社会福祉法第90条 (3) 区家庭的条例第3条(省令第9条)	(1) 健康診断実施記録の整備が不十分である。 (1) 研修を実施していない。 (2) 研修の実施が不十分である。 (3) 研修の機会が公平に与えられていない。	B C B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
8 職員研修	・職場における研修の充実を図ること。 ・外部研修への参加機会が確保されるよう努めること。 ・職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成すること。 ・研修終了後、報告をさせ、研修内容を他の職員と共有することにより、施設全体としての保育実践の質及び専門性の向上につなげること。 ・研修の受講は特定の職員に偏ることなく行われるよう配慮すること。 ・職員の研修に関する要望を聴取し、計画に反映させること。 ・研修効果を把握し、今後の研修計画に反映させること。	2 研修計画を適切に立てているか。 3 研修の成果を活用しているか。		(1) 研修計画が適切に立てられていない。 (1) 研修の成果を活用していない。	B B
9 管理者の責務 ※小規模保育事業所のみ	1 管理者は、運営管理全般の統括、利用者との連絡調整、地域社会との連携など施設長としての職責を十分果たす必要がある。 また、管理者は、保育施設の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育施設を取り巻く社会情勢等を踏まえ、管理者としての専門性等の向上を図り、当該保育施設における保育の質および職員の専門性向上をのために必要な環境を確保しなければならない。 2 管理者の職務専念義務 管理者は保育事業の適正かつ円滑な推進を図るために、運営管理の業務に専ら従事する者であり、給付費から給与の支給を受けていること。したがって、2以上の施設若しくは他の業務と兼務し、管理者としての業務を行っていないものは管理者に該当しない。	1 管理者はその職責を果たしているか。 1 管理者が運営管理の業務に専ら従事しているか。	(1) 保育所保育指針第5章2(1) (2) 留意事項通知 (1) 区家庭的条例第7条第4項、第5項 (2) 留意事項通知	(1) 管理者が職務・役割を十分に果たしていない。 ・運営管理上問題が生じている。 ・運営管理上軽微な問題が生じている。 (1) 管理者が専任となっていない。 ・他施設等の職員を兼務している。 ・常時運営管理の業務に専従していない。 ・施設長としての勤務実態が不明確である。	C B C C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
10 建物設備等の管理 (1) 建物設備の状況	1 利用者が、良好な環境のもとで生活を営むためには各法令に定められている建物設備の基準を確保する必要がある。建物設備等の内容を変更する場合は、区条例及びその他の法令を満たす必要がある。 ・非常口は避難に有効な位置に2か所2方向設置。(1階保育室等、屋上屋外遊技場も2方向) ・「室内化学物質対策実施基準」に基づき、室内化学物質を測定するとともに、必要な対策を講じ、安全性が確認された後に開設しているか。 ・保育室等及び医務室がある建物は、ア新耐震基準により建築された建物、イ耐震診断により安全性が確認された建物 2 建物設備等の内容変更により、区条例を満たさないことが起こり得る。変更する場合には、内容変更の届出をする必要がある。 また、面積が増加する場合も認可内容変更の届出をする必要がある。 認可関係書類、図面等は、施設の設備の現状及び認可内容の状況を示すものであり、整備、保管しておくこと。 3 家庭的保育事業者等は、規模及び構造の変更により、基準面積を下回ってはならない。 ア 家庭的保育事業にあつては、専用の部屋の面積は9.9㎡(保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数1人につき、3.3㎡を加えた面積)以上、庭(代替場所含む)の面積は満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。 イ 小規模保育事業所A型にあつては、乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上、保育室又は遊戯室の面積は、満2歳児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、2歳児1人につき3.3㎡以上であること。 4 家庭的保育事業者等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 5 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えなければならない。	1 構造設備が基準を満たしているか。 2 建物設備等の認可内容と現状に相違がないか。また、変更する場合、届出をしているか。 3 在籍児に見合う基準面積を下回っていないか。 4 必要な医薬品等が備えられ、適正に管理されているか。 5 保育に必要な用具が備えられているか。	(1) 区家庭的条例第3条(省令第22条、第28条) (1) 児童福祉法施行規則第36条の36③、④ (1) 区家庭的条例第3条(省令第22条、第28条) (1) 保育所保育指針第3章1(3)エ (2) 区家庭的条例第3条(省令第14条3項) (1) 保育所保育指針第1章1(4) (2) 区家庭的条例第3条(省令第22条、第28条3項)	(1) 構造、設備が基準を満たしていない。 (1) 建物設備等の認可内容と現状に著しい相違がある。 (2) 認可内容と現状に相違がある。 (3) 認可内容の変更を届け出していない。 (1) 基準面積が不足している。 (1) 必要な医薬品等の整備・管理が不十分である。 (1) 用具等が備えられていない。 (2) 用具等の備えが不十分である。	C C B B C B C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(1) 建物設備の状況	1 家庭的保育事業者等の設備構造は、採光、換気等利用している者の保健衛生及びこれらの者に対する危険防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。具体的には、施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理を図らなければならない。 そして、設備構造はもとより、施設の運営管理上からも、児童の安全確保が図られなければならない。 2 建築物及び建築設備の適正な維持管理を図り、災害を未然に防止するために、建築基準法に基づく定期検査報告を特定行政庁に行わなければならない。 建築物 3年毎 防火設備 毎年（※） 建築設備 毎年（※） 昇降機 毎年 ※児童福祉施設の場合、300㎡を超える規模のもの又は3階以上の階で、その用途に供する部分が対象になる。 ただし、平屋建てで500㎡未満のもの又は3階以上で床面積が100㎡未満のものは除く。	1 構造設備に危険な箇所はないか。 2 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は適切か。 1 建築物及び建築設備等の定期検査報告を行っているか。	(1) 保育所保育指針第3章3、4(1)イ (2) 区家庭的条例第3条(省令第5条6項) (3) 児童福祉施設設備運営基準第32条第8項 (1) 区家庭的条例第3条(省令第5条6項) (1) 建築基準法第12条第1項～第4項	(1) 構造設備に危険な箇所がある。 (2) 備品が損傷して危険である。 (3) 危険物が放置されている。 (4) 構造設備その他にやや危険な箇所がある。 (1) 採光・換気等が悪い。 (1) 建築物及び建築設備等の定期検査報告を行っていない。	C C C B C B
(2) 建物設備の安全、衛生	3 家庭的保育事業者等を利用している者の使用する設備等については、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	1 保育室、便所等設備が清潔であるか。 2 施設内にある用具(寝具、遊具等)が清潔であるか。	(1) 区家庭的条例第3条(省令第5条第6項) (1) 区家庭的条例第3条(省令第5条第6項)	(1) 衛生上、著しく問題がある。 (2) 衛生管理が不十分である。 (1) 衛生上、著しく問題がある。 (2) 衛生管理が不十分である。	C B C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
11 災害対策の状況 (1) 管理体制 (防火管理者) ※小規模保育事業所のみ	防火管理者は、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、おおむね次の事項について当該防火対象物の管理について権限を有する者の指示を受けて消防計画を作成することとされている。 (1) 選任(解任)・届出 施設においては、防火管理者を選任し、所轄の消防署に遅滞なく届け出なければならない(消防法第8条)。 (2) 資格 消防法施行令第3条に規定する資格が必要である。 (3) 業務 防火管理者は、防火管理上必要な業務を誠実に遂行するとともに、消防用設備等の点検及び整備、又は適切な防火管理上の指示を与えなければならない。 (業務内容) ① 消防計画の作成 ② 消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施 ③ 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備 ④ 火気の使用又は取扱いに関する監督 ⑤ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ⑥ 収容人員の管理 ⑦ その他防火管理上必要な業務	1 防火管理者を選任し、届け出ているか。また、管理的あるいは監督的地位にある者を選任しているか。 ※収容人員(職員+利用者)30人以上の施設が選任要件 2 防火管理者としての業務が適正に行われているか。	(1) 消防法第8条 (2) 消防法施行令第3条 (3) 消防法施行規則第3条の2 (1) 消防法施行令第3条の2	(1) 防火管理者を選任していない。 (2) 防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者を選任していない。 (3) 防火管理者の届出をしていない。 (1) 防火管理者としての業務が適正に行われていない。	B B B B
(2) 防火対策	保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについては、防災処理を施されたものを使用しなければならない。	1 カーテン、絨毯等は防災性能を有しているか。	(1) 消防法第8条の3第1項 (2) 消防法施行令第4条の3 (3) 消防法施行規則第4条の3 (4) 区家庭的条例第3条(省令第28条)	(1) カーテン、絨毯等が防災性能を有していない。	C
(3) 消防計画等	1 消防計画は、火災等非常災害時における利用者、職員の安全確保を図るために、その基本となる具体的計画であり、消防法施行規則第3条に定める項目を満たして作成し、所轄の消防署に届け出る必要がある。 (1) 消防計画の策定 非常災害時における児童の安全確保を図るためにその基本となる具体的計画を策定しなければならない。なお、消防計画の内容は、消防法令等に定める項目を満たすこと。	1 消防計画を作成しているか。	(1) 消防法第8条 (2) 消防法施行令第3条の2 (3) 消防法施行規則第3条 (4) 区家庭的条例第3条(省令第7条)	(1) 消防計画を作成していない。 (2) 消防計画の内容に不備がある。	C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 消防計画等	(2) 消防署への届出 計画策定者は防火管理者であり、消防署に届け出なければならない。 (3) 事業者は、都及び区が作成する地域防災計画を基準として、事業活動に関して震災を防止するための事業所単位の防災計画を作成しなければならない。 ・消防計画に、事業所防災計画に規定すべき事項を定めること。 (4) 葛飾区地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、葛飾区に報告しなければならない。	2 消防計画を所轄消防署に届出しているか。 3 消防計画変更の際には、変更の届出をしているか。 4 地震防災計画(事業所防災計画)を作成しているか。 5 避難確保計画を作成し、葛飾区に報告しているか。	(1) 消防法施行規則第3条 (1) 東京都震災対策条例第10条 (2) 区家庭的条例第3条（省令第7条） (3) 社施第5号通知 (1) 水防法第15条の3第1項、第2項	(1) 消防計画を届出していない。 (1) 変更の届出をしていない。 (1) 事業所防災計画を作成していない。 (2) 事業所防災計画の内容に不備がある。 (1) 避難確保計画を作成していない。 (2) 葛飾区に報告していない。	B B C B B B
(4) 消防署の立入検査	消防法第4条に基づく消防署の立入検査の結果による指示事項については、施設として速やかに指示事項を改善すること。	1 消防署の立入検査の指示事項について改善しているか。	(1) 消防法第4条	(1) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善がされていない。 (2) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善が不十分である。	B B
(5) 防災訓練等	1 非常災害に平穏かつ迅速に対応するには、平素からの訓練が大切である。児童福祉施設は避難及び消火に対する訓練を、少なくとも毎月1回は実施しなければならない。 ・避難及び消火訓練を少なくとも毎月1回は実施すること(図上訓練は含まない)。 ・消防計画に沿った訓練が定期的に行われること。 ・訓練を実施するときは、あらかじめ、消防機関に通知しておくこと。 ・原則として、訓練は全職員が参加して実施すること。 ・避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。 ・消防要請を想定した通報訓練を実施すること。 また、救命要請を想定した通報訓練を実施することが望ましい。 ・訓練結果については、毎回記録し次回訓練等の参考にすること。 なお、防災訓練については、少なくとも年1回は引渡し訓練を含んだものを行うよう努めること。この場合、降園時間などを活用して保護者の負担をできるかぎり少なくするよう配慮すること。 また、災害発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との連携を図るとともに、連絡体制や引渡し方法等について確認しておくこと。	1 避難・消火・通報訓練を法令・通達で定められているとおり実施しているか。 1 保護者との連携を図り、防災訓練等を実施しているか。	(1) 消防法施行令第3条の2第2項 (2) 保育所保育指針第3章4 (2) イ、ウ (3) 区家庭的条例第3条（省令第7条） (1) 社施第5号通知 (2) 社施第59号通知 (3) 社施第121号通知	(1) 毎月避難及び消火訓練を実施していない。 (2) 実施方法が不適切である。 (3) 消防要請を想定した通報訓練を実施していない。 (1) 保護者との連携を図り、防災訓練等を実施していない。	C B B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 災害発生時への備え	2 実施状況の記録は、実地の反省及び今後の訓練等の貴重な資料となるので、訓練目標、災害種別、訓練方法及びその状況、所要時間、講評等について、できるだけ詳細に記録する必要がある。 訓練方法については、実効ある訓練を確保する見地から、災害発生の際想定時間、発生場所等が十分に検討されたものであるかどうか確認し、訓練そのものが惰性的なものにならないようにする。	1 訓練結果の記録を整備しているか。	(1) 消防法施行規則第4条の2の4第2項 (2) 火災予防条例第55条の4第2項	(1) 訓練記録が整備されていない。 (2) 訓練記録が不十分である。	B B
	3 葛飾区地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、その結果を葛飾区に報告しなければならない。	1 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、葛飾区に報告しているか。	(1) 水防法第15条の3第5項 (2) 土砂災害防止法第8条の2第5項	(1) 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施していない。 (2) 葛飾区に報告していない。	B B
(7) 保安設備	実際に火災や地震などの災害に直面した時のために、保育施設として適切に行動できるよう次のとおり備えておくこと。 ① 保育施設の立地条件や規模、地域の実情等を踏まえた上で、地震や火災などの災害が発生した時の対応等について各保育施設でマニュアルを作成し、保育施設の防災対策を確立しておく必要がある。 ② 地域の関係機関及び関係者との連携については、葛飾区の支援の下、連絡体制の整備をはじめ地域の防災計画に関連した協力体制を構築していくことが重要である。各関係機関等とは、定期的に行う避難訓練への協力なども含め、地域の実情に応じて必要な連絡や協力が得られるようにしておくことが重要である。	1 災害の発生に備え、マニュアルを作成しているか。 2 地域の関係機関と日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めているか。	(1) 保育所保育指針第3章4(2)ア (2) 雇児総発0909第2号通知 (1) 保育所保育指針第3章4(3)イ (2) 雇児総発0909第2号通知	(1) 災害発生に備えたマニュアルを作成していない。 (1) 地域の関係機関と日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めていない。	B B
	1 家庭的保育事業者等においては、消火器等の消火器具非常口その他非常災害に必要な設備を設け、これに対する日常的な点検を怠らないようにする。 ※延床面積1,000㎡以上の場合、有資格者の点検義務未済の場合は自らが行うが、有資格者が望ましい。結果は消防長又は消防署長に報告(資格：消防設備士) <参考> 消防法第17条の3の3→消防法第17条→消防法施行令第6条(別表第一)→消防法施行規則第5条 消防庁の通知により、一定の規模以下の施設においては点検報告の省略が可能となるので注意。	1 消防用設備等の点検及び報告をしているか。 2 消防用設備等の自主点検をしているか。 3 点検後の不良箇所を改善しているか。 4 避難器具を設置しているか。	(1) 消防法第17条の3の3 (1) 消防法施行令第3条の2第2項、第4項 (1) 消防法施行令第3条の2第2項、第4項 (1) 消防法施行令第25条 (2) 区家庭的条例第3条(省令第7条)	(1) 消防用設備等の点検及び報告をしていない。 (1) 消防用設備等の自主点検をしていない。 (1) 不良個所の改善を行っていない。 (1) 避難器具を設置していない。	B B B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 保安設備	2 非常警報器具又は非常警報設備の設置 (1) 区条例による設置 3階以上の保育施設 (2) 消防法施行令による設置 ① 非常警報設備(非常ベル、自動式サイレン、放送設備) 収容人員50人以上の場合に設置 ただし、自動火災報知設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。 ② 非常警報器具(警鐘、手動式サイレン、その他) 収容人員20人以上50人未満の場合に設置 ただし、自動火災報知設備又は非常警報設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。 3 消防機関へ火災を通報する設備等の設置 (1) 区条例による設置 ① 消防機関へ火災を通報する設備 3階以上の保育施設 (2) 消防法施行令による設置 ① 自動火災報知機設備 延面積が300㎡以上の防火対象物 ② 消防機関へ通報する火災報知設備 延面積が500㎡以上の防火対象物 ③ 漏電火災報知機 特定の場所を準不燃材以外の材料で造った場合であって、延面積が300㎡以上又は契約電気量50Aを超える場合	1 非常警報器具又は非常警報設備を設置しているか。 ※家庭的保育事業者：火災報知器及び消火器の設置 1 消防機関へ火災を通報する設備を設置しているか。 2 自動火災報知機等を設置しているか。	(1) 消防法施行令第24条 (2) 区家庭的条例第3条（省令第7条、第22条、第28条） (1) 区家庭的条例第3条(省令第22条、第28条) (1) 消防法施行令第21条～第23条	(1) 未設置である。 (2) 整備が不十分である。 (1) 未設置である。 (2) 整備が不十分である。 (1) 未設置である。 (2) 整備が不十分である。	C B C B C B
(8) 安全対策	家庭的保育事業者等は、児童の安全の確保について、特別の注意を有し、日常の安全管理と緊急時の安全確保を図らなければならない。 外部からの不審者等の侵入防止、事故発生時等の適切な救命措置、その他重大事故等のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。 (例) ・職員の共通理解を図り、役割を明確にし協力体制をとる。 ・施設設備面の安全確保を図り、点検する。 ・関係機関や地域との連携を図る。	1 安全対策について、必要な措置を講じているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(2)、4(1) (2) 雇児総発第402号通知	(1) 安全対策について、必要な措置を講じていない。 (2) 安全対策について、必要な措置が不十分である。	C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(8) 安全対策	1 安全計画 家庭の保育事業者等は、児童の安全を図るため、設備の安全点検、職員、児童等に対する保育施設外での活動、取組等を含めた保育施設での生活その他の日常生活における安全に関する、指導、職員の研修及び訓練その他保育施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に基づき必要な安全措置を講じなければならない。 策定した安全計画について保育施設は職員に周知し、研修や訓練を定期的実施しなければならない。 保育施設は、児童の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、保育施設での安全計画に基づく取り組み内容等を周知しなければならない。 保育施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。	1 安全計画を策定しているか。 2 職員に対し、安全計画について周知し、安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施しているか。 3 保護者に対し、安全計画に基づく取り組みの内容等について周知しているか。	(1) 区家庭的条例第3条（省令第7条の2）	(1) 安全計画を策定していない。 (1) 職員に対し、安全計画について周知し、安全計画に定める研修及び訓練を実施していない。 (2) 職員に対し、安全計画について周知し、安全計画に定める研修及び訓練の実施が不十分である。 (1) 保護者に対し、安全計画に基づく取り組みの内容等について周知していない。 (2) 保護者に対し、安全計画に基づく取り組みの内容等について周知しているが、不十分である。	C C B C B

保 育 内 容 編

[凡例]

※ 以下の関係法令、通知を略称して次のように表記する。

No.	関係法令・通知	略称
1	「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）	児童福祉法
2	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）	省令
3	「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）	府令
4	「葛飾区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年条例第23号）	区家庭的条例
5	「葛飾区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例」（平成26年条例第22号）	区特定保条例
6	「保育所保育指針」（平成29年厚生労働省告示第117号）	保育所保育指針
7	「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）	児童虐待の防止等に関する法律
8	「食育基本法」（平成17年法律第63号）	食育基本法
9	「保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方」（令和2年2月14日子保発0214第1号）	子保発0214第1号通知
10	「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村又は児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日子発0228第2号）	子発0228第2号通知
11	「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村・児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日子発0228第3号）	子発0228第3号通知
12	「保育所等における短時間勤務の保育士の導入について」（令和3年3月19日子発0319第1号）	子発0319第1号通知
13	「児童福祉施設等における衛生管理の強化について」（昭和39年8月1日厚生省児童家庭局児発第669号）	児発第669号通知
14	「児童福祉施設等における赤痢対策の推進について」（昭和41年7月27日児発第470号）	児発第470号通知
15	「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正について（令和5年4月28日こ成総第18号、こ支総第9号、健発0428第3号、生食発0428第8号、社援発0428第18号、障発0428第1号、老発0428第9号）	こ成総第18号通知
16	「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号）	児発第86号通知
17	「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」（令和2年3月31日子発0331第1号）	子発0331第1号通知
18	「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」（令和2年3月31日子母発0331第1号）	子母発0331第1号通知
19	「食事による栄養摂取量の基準」（平成27年3月31日厚生労働省告示第199号）	厚生労働省告示第199号通知
20	「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」（平成13年8月1日雇児総発第36号）	雇児総発第36号通知
21	「社会福祉施設における衛生管理について」（平成9年3月31日社援施第65号）	社援施第65号通知
22	「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について」（平成9年6月30日児企第16号）	児企第16号通知
23	「保育所における事故防止について」（昭和57年7月2日57福児母第353号）	福児母第353号通知
24	「労働安全衛生規則」（昭和47年労働省令第32号）	労働安全衛生規則
25	「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」（平成8年6月18日社援施第97号）	社援施第97号通知
26	「腸管出血性大腸菌感染症の指定伝染病への指定等に伴う保育所等における対応について」（平成8年8月8日児企第26号）	児企第26号通知
27	「健康増進法」（平成14年法律第103号）	健康増進法
28	「健康増進法施行細則」（平成15年規則第51号）	健康増進法施行細則

29	「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」（令和7年3月31日6福祉子保第5649号）	6福祉子保第5649号通知
30	「特定教育・保育施設等における事故の報告について」（令和7年3月31日6福祉子保第5646号）	6福祉子保第5646号通知
31	「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」（令和2年8月5日薬生食監発0805第3号）	薬生食監発0805第3号通知
32	「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について（通知）」（平成30年10月12日30福保子保第3635号）	30福保子保第3635号通知
33	「食品衛生法」（昭和22年法律233号）	食品衛生法
34	「食品衛生法施行令」（昭和28年政令第229号）	食品衛生法施行令
35	「食品衛生法施行規則」（昭和23年厚生省令第23号）	食品衛生法施行規則
36	「保育所における食事の提供について」（平成22年6月1日雇発第0601号第4号）	雇発第0601第4号通知
37	「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」（平成20年3月7日雇児総発第0307001号）	雇児総発第0307001号通知
38	「児童福祉施設等における衛生管理の強化について（抄）（昭和39年8月1日児発第669号通知）	児発第669号通知
39	「学校保健安全法」（昭和33年法律第56号）	学校保健安全法
40	「学校保健安全法施行令」（昭和33年政令第174号）	学校保健安全法施行令
41	「学校保健安全法施行規則」（昭和33年文部省令第18号）	学校保健安全法施行規則
42	「児童福祉施設等における衛生管理等について」（平成16年1月20日雇児発第0120001号）	雇児発第0120001号通知
43	「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成29年6月16日雇児保発0616第1号）	雇児保発0616第1号通知
44	「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和7年3月21日こ成安第44号、6教参学第51号）	こ成安第44号通知
45	「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（令和7年3月21日こ成安第45号、6教参学第52号）	こ成安第45号通知
46	「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号）	雇児総発第402号通知
47	「保育所における嘱託歯科医の設置について」（昭和58年4月21日児発第284号）	児発第284号通知
48	「児童福祉行政指導監査の実施について（通知）」（平成12年4月25日児発第471号）	児発第471号通知
49	「児童福祉施設における事故防止について」（昭和46年7月31日児発418号）	児発第418号通知
50	「保育所及び認可外保育施設における事故防止について」（平成25年3月8日雇児保発第0308第1号）	雇児保発第0308第1号通知
51	「教育、保育施設等におけるプール活動、水遊びを行う場合の事故防止について（通知）」（令和2年6月12日府子本第659号2初幼教第10号子少発0612第1号子保発0612第1号）	府子本第659号通知
52	「社会福祉施設における衛生管理の自主点検の実施について」（平成9年8月8日社援施台117号）	社援施第117号通知
53	「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日府政共生第859号、26文科初第651号、雇児発0910第2号）	雇児発0910第2号通知

目 次

1	保育の状況	1
(1)	保育に関する基本原則	1
(2)	人権の尊重	2
(3)	養護に関する基本的事項	3
(4)	全体的な計画の作成	3
(5)	指導計画の作成	3
(6)	指導計画の展開	5
(7)	保育内容等の評価	5
(8)	保育の体制	6
(9)	整備すべき帳簿	7
(10)	保護者との連携	7
2	食事の提供の状況	8
(1)	食育計画	8
(2)	食事計画と献立業務	9
(3)	食事の提供	10
(4)	衛生管理	12
(5)	営業の届出等	14
(6)	調理業務委託	15
(7)	食事の外部搬入	16
3	健康・安全の状況	16
(1)	保健計画	16
(2)	児童健康診断	16
(3)	健康状態の把握	17
(4)	虐待等への対応	18
(5)	疾病等への対応	18
(6)	乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	19
(7)	児童の安全確保	20

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 保育の状況 (1) 保育に関する基本原則	家庭的保育事業者等における保育は、保育所保育指針に準じて行い、区家庭的条例その他関係法令等の定めによるものである。 【保育所保育指針】 (役割) 保育所は、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。 (目標) 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。 乳児保育では、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」及び精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」を目指す。 1歳以上児では、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」を目指す。 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない (方法) 保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。 ① 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。 ② 子どもの生活のリズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。 ③ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じた保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。 ④ 子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。	1 保育の内容は適切か。	(1) 保育所保育指針第1章、第2章 (2) 区家庭的条例第3条(省令第25条、第30条)	(1) 保育の内容が適切でない。 (2) 保育の内容が不十分である。	C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	⑤ 子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。 ⑥ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭状況等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。 (環境) 保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。 (社会的責任) 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 保育所は、入所する子ども等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。				
(2) 人権の尊重 ア 人格を尊重した保育	家庭的保育事業者等は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができ、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれるようにすること。 家庭的保育事業者等における保育士は、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育すること。	1 子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。	(1) 区家庭的条例第3条（省令第5条） (2) 保育所保育指針第1章1(5)ア、2(2)イ	(1) 子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っていない。 (2) 子ども一人一人の人格を尊重した保育が不十分である。	C B
イ 虐待等の行為	家庭的保育事業者等の職員は、入所中の児童に対し、次に掲げる行為が他の児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による①、②又は④の行為の放置その他の施設職員としての養育又は業務を著しく怠ること。 ④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	1 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 区家庭的条例第3条（省令第12条） (2) 児童虐待の防止等に関する法律第2条、第3条 (3) 保育所保育指針第1章1(5)ア	(1) 心身に有害な影響を与える行為をしている。	C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 養護に関する基本的事項	保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、家庭的保育事業者等における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。家庭的保育事業者等における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。	1 養護の内容は適切か。	(1) 区家庭的条例第3条（省令第25条、第30条） (2) 保育所保育指針第1章2	(1) 養護の内容が適切でない。 (2) 養護の内容が不十分である。	C B
(4) 全体的な計画の作成	家庭的保育事業者等は、保育所保育指針第1章1の(2)に示した保育の目標を達成するため、各家庭的保育事業者等の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、家庭的保育事業者等の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。 全体的な計画は、家庭的保育事業者等保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各家庭的保育事業者等が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。	1 全体的な計画を作成しているか。 2 全体的な計画の内容は十分か。	(1) 保育所保育指針第1章3(1)ア、イ、ウ	(1) 全体的な計画を作成していない。 (1) 全体的な計画の内容が不十分である。	C B
(5) 指導計画の作成 ア 指導計画の構成	家庭的保育事業者等は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。	1 長期的な指導計画を作成しているか。 2 短期的な指導計画を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)ア (2) 児発第471号通知別紙1-2-(2)第1-1[保育所](3)	(1) 長期的な指導計画を作成していない。 (1) 短期的な指導計画を作成していない。	C C
イ 作成上の留意点	子ども一人一人の発達過程や状況を十分踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。 (1) 3歳未満児は、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。 (2) 3歳以上児は、個の成長と、子ども相互の関係や共同的な活動が促されるよう配慮すること。 (3) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。 (4) 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする場合、状況に応じて個別の支援を行うこと。	1 3歳未満児について、個別的な指導計画を作成しているか。 2 個別的な指導計画の内容は十分であるか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)イ(ア)、(イ)、(ウ)	(1) 3歳未満児について、個別的な指導計画を作成していない。 (1) 個別的な指導計画の内容が不十分である。	B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
ウ ねらい及び内容、環境構成	長期的、短期的な指導計画においては、家庭的保育事業者等の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。 また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにする。	1 具体的なねらい及び内容が設定されているか。 2 具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を設定しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)ウ	(1) 具体的なねらい及び内容が設定されていない。 (1) 具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を設定していない。	B B
エ 生活リズムの調和	1 日の生活リズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。	1 生活リズムの調和を図るよう配慮しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)エ	(1) 生活リズムの調和を図るよう配慮していない。	B
オ 午睡の環境確保と配慮	午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。	1 午睡等の適切な休息をとっているか。 2 安全な睡眠環境を確保しているか。 3 一律とならないよう配慮しているか。	(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)④、第1章2(2)イ(イ)④、第1章3(2)オ	(1) 午睡等の適切な休息をとっていない。 (1) 安全な睡眠環境を確保していない。 (1) 一律とならないよう配慮していない。	C B B
カ 長時間にわたる保育	長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけること。	1 長時間にわたる保育について、保育の内容等を指導計画に位置づけ、適切に対応しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)カ	(1) 長時間にわたる保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。	B
キ 障害のある子どもの保育	障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるように、指導計画の中に位置づけること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。	1 障害のある子どもの保育について、発達過程や障害の状態を把握し、指導計画の中に位置づけ、適切に対応しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)キ、第3章2(2)ウ、第4章2(2)イ	(1) 障害のある子どもの保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。 (2) 障害のある子どもの保育について、家庭や専門機関との連携が不十分である。	B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 指導計画の展開	1 指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意すること。 ① 施設長、保育士など全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。 ② 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。 ③ 子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。	1 指導計画に基づく保育が十分であるか。	(1) 保育所保育指針第1章3(3)ア、イ、ウ	(1) 指導計画に基づく保育が不十分である。	B
		2 指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図っているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(3)エ、第1章3(5)ア、イ	(2) 職員による役割分担と協力体制が不十分である。	B
		3 保育日誌を作成しているか。	(1) 区家庭的条例第3条（省令第19条）	(1) 指導計画に基づく保育の内容の見直し、改善が不十分である。	B
		4 保育日誌の記録は十分か。0、1歳児は個人別記録も作成しているか。	(1) 区家庭的条例第3条（省令第19条） (2) 保育所保育指針第1章3(3)エ	(1) 保育日誌を作成していない。	C
(7) 保育内容等の評価	1 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めること。 ① 保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意すること。 ② 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、家庭的保育事業者等全体の保育の内容に関する認識を深めること。	1 保育士等の自己評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善を行っているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(4)ア、(5)	(1) 保育日誌の記録が不十分である。	B
				(1) 保育士等の自己評価を行わず、専門性の向上や保育実践の改善を行っていない。	B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(8) 保育の体制 ア 保育時間、開所時間及び開所日数	2 家庭的保育事業者等は、自らその行う児童福祉法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 家庭的保育事業者等の自己評価は、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえて行い、結果を公表するよう努めなければならない。 家庭的保育事業者等が自己評価を行うに当たっては、地域の実情や家庭的保育事業者等の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組むよう留意すること。	2 家庭的保育事業者等の自己評価を行っているか。	(1) 区家庭的条例第3条(省令第5条第4項) (2) 保育所保育指針第1章3(4)イ、(5)第5章1(2)	(1) 家庭的保育事業者等の自己評価を行っていない。	C
	3 家庭的保育事業者等は、評価の結果を踏まえ、当該家庭的保育事業者等の保育の内容等の改善を図ること。 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。 参考 保育所における自己評価ガイドライン(令和2年3月厚生労働省)	3 評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っているか。		(1) 評価結果を踏まえ、保育の内容の改善を図っていない。	B
	家庭的保育事業者等における保育時間は、原則として一日につき8時間とし、入所している子どもの保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮し、家庭的保育事業者等の長がこれを定めること。 開所時間は、原則として11時間とすること。 家庭的保育事業者等は、保育を必要とする子どもを日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設であり、理由なく休所することは許されない。保育を必要とする子どもがいるにもかかわらず、保育時間を短縮し、個別的な配慮をすることなく一斉に降園させることも認められない。また、家庭保育を依頼することも適切ではない。	1 保育時間、開所・閉所時間、開所日数が適切に設けられているか。	(1) 区家庭的条例第3条（省令第24条、第30条） (2) 雇児発0910第2号通知3(2)ア(ア) (3) 子保発0214第1号	(1) 施設の都合で保育時間を短縮している。	C
				(2) 保育時間を定めるに当たって保護者の労働時間等を考慮していない。	C
				(3) 利用乳幼児がいない時間帯の連絡体制が整っていない。	B
				(4) 代替保育の案内及び手続きが不十分である。	B
				(5) 家庭保育を依頼している。	B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
イ 保育士等の配置	保育に直接従事する職員は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士を持って確保することが原則である。 なお、実際の保育にあたり配置する保育士等の数は、登園児童に対して、職員配置基準による必要保育従事者数と同様の方法により算出する。 また、家庭的保育事業者等の開所時間（延長含む）を通じて常時2人を下回ってはならない（児童がいない場合は、子保発0214第1号参照）。なお、現に登園している児童数に対する必要保育士の数が1名であり、かつ、常勤の保育士に加え、区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認められる者を配置している場合を除く。 常勤の保育士（法18条の18第1項の登録を受けた者又は区規則付則第5項に定める者に限る。）が各組や各グループに1人以上（乳児を含む組又はグループにかかる省令上の保育士定数が2人以上の場合は、2人以上）配置されていること。 ただし、区が待機児童解消のためにやむを得ないと認める場合に限り、1名の常勤保育士に代えて2名の短時間勤務の保育士（1日6時間未満又は月20日未満勤務の保育士及びその他の常勤職員以外の保育士をいう。）を充てても差し支えないものとする。	1 保育士等を適正に配置しているか。	(1) 区家庭的条例第3条(省令第23条、第29条) (2) 子保発0214第1号通知	(1) 保育士等を常時2名以上配置していない（家庭的保育事業を除く）。 (2) その他不適正な事項がある。	C C
		2 常勤の保育士が各組や各グループに1人以上配置されているか。（短時間勤務の保育士の取扱いは適切か）	(1) 子発0319第1号通知	(1) 常勤の保育士を各組や各グループに1名（場合により2人）以上配置していない。 (2) 組又はグループ編成が適切に行われていない。 (3) その他不適正な事項がある。	C C C
(9) 整備すべき帳簿	1 児童出欠簿は、入退所の状況又は各種報告の基礎になるものであり、全ての児童について毎日正確に記録し、また、常に保管場所を明らかにしておく必要がある。 2 児童票には、個々の児童の状態を把握するものとして児童の保育経過記録と、児童の保育上必要な最低限の家庭の状況等の参考記録が必要である。	1 児童出欠簿を作成しているか。 2 児童票を作成しているか。	(1) 区家庭的条例第3条(省令第19条) (2) 保育所保育指針第1章3(3)エ	(1) 児童出欠簿を作成していない。 (2) 児童出欠簿の記録が不十分である。 (1) 児童票を作成していない。 (2) 児童票の記録が不十分である。	C B C B
(10) 保護者との連携	家庭的保育事業者等の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとるとともに、保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。なお、3歳未満児については、連絡帳を備えること。	1 保護者との連携は十分か。	(1) 区家庭的条例第3条(省令第26条、第30条) (2) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)、第2章1(3)、4(3)、第3章1(1)、(3)、第4章2(1)ア	(1) 保護者との連絡体制ができていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。 (3) 緊急時の連絡先の把握が不十分である。	C B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
2 食事の提供の状況	(家庭的保育事業者等の特性を生かした食育) 子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。 家庭的保育事業者等における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標としており、子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しむ合う子どもに成長していくことを期待するものである。 (食育の環境の整備等) 日々提供される食事について、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、子どもや保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる「食育」の実践に努めること。 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。 ゆとりある時間と、採光や安全性の高い食事の空間を確保し、温かい雰囲気になるよう配慮すること。 テーブル、椅子、食器や食具の材質や形などは子どもの発達に応じて選択し、食べる場に温かみを感じることができるよう配慮すること。 保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、区市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。 参考 「保育所における食事の提供ガイドライン」、 「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」(厚生労働省)		(1) 区家庭的条例第3条（省令第15条、第16条） (2) 保育所保育指針第3章2 (3) 子発0331第1号通知 (4) 食育基本法		
(1) 食育計画	乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。 作成に当たっては、柔軟で発展的なものとなるように留意し、同時に、各年齢を通して一貫性のあるものとする必要がある。 食育の計画を踏まえて実践が適切に進められているかどうかを把握し、次の食育の資料とするため、その経過や結果を記録し、自己の食育実践を評価し、改善するように努めること。	1 食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成しているか。	(1) 区家庭的条例第3条（省令第15条、第16条） (2) 保育所保育指針第3章2(1)ウ	(1) 食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成していない。	B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 食事計画と献立業務 ア 食事計画	1 食事の提供に当たっては、子どもの発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての計画(以下「食事計画」という。)を立てること。食事計画について、「食事による栄養摂取量の基準」を活用する場合には、園や子どもの特性に応じた適切な活用を図ること。 2 子どもの性、年齢、発育・発達状況、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギー及び栄養素の量(以下「給与栄養量」という。)の目標を設定するよう努めること。 昼食など1日のうち特定の食事を提供する場合には、対象となる園児の生活状況や栄養摂取状況を把握・評価した上で、1日全体の食事に占める特定の食事から摂取されることが適当とされる給与栄養量の割合を勘案し、その目標を設定するよう努めること。	1 食事による栄養摂取量の基準を活用した食事計画を策定しているか。 2 給与栄養量の目標を設定しているか。	(1) 区家庭的条例第3条（省令第15条、第16条） (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知 (4) 厚生労働省告示第199号通知 (1) 区家庭的条例第3条（省令第15条、第16条） (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知	(1) 食事による栄養摂取量の基準を活用した食事計画を策定していない。 (1) 給与栄養量の目標を設定していない。	B
イ 献立の作成	3 献立作成、調理、盛りつけ・配膳、喫食等各場面を通して関係する職員が多岐にわたることから、定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図るとともに、常に施設全体で、食事計画・評価を通して食事の提供に係る業務の改善に努めること。 園において、児童に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに児童の身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、児童の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によらなければならない。 献立作成に当たっては、児童の食に関する嗜好や体験が広がりかつ深まるよう、季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、多様な食品や料理の組み合わせにも配慮すべきであり、簡易な食事の提供は認められない。簡易な食事の提供とは、米飯の外注・既製品の多用・副食の一部外注のほか、パンと牛乳・カップラーメンなどの調理の手間を省いている食事をいう。 献立作成に当たっては、子どもの咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状況等を観察し、その発達を促すことができるよう、食品の種類や調理方法に配慮すること。 日々提供される食事については、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、子どもや保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる食育の実践に努めること。 例示 ・3歳未満、3歳以上児の区分がある。 ・2週間周期以上の献立となっている。	3 定期的に施設長を含む関係職員が参加の上、給食(献立)会議等による情報の共有を図っているか。 1 献立を適切に作成しているか。	(1) 子母発0331第1号通知 (1) 区家庭的条例第3条（省令第15条、第16条） (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知	(1) 定期的に施設長を含む関係職員参加の上、給食(献立)会議による情報の共有を図っていない。 (1) 献立を作成していない。 (2) 予定献立の記載が不十分である。 (3) 責任者の関与がない。 (4) 簡易な食事の提供の回数が著しく多い、又は継続している。 (5) 献立が季節感などを考慮した変化に富む内容になっていない。 (6) 既製品(インスタント食品・市販の調理済み製品等)の使用が随所にみられる。 (7) おやつが甘味品・菓子類に偏っている。	B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 給食材料の用意、保管	献立表で計画されたメニューを可能な限り正確に実施するには、日々食数を把握し、必要量を購入することになる。そして、食品購入(の手続き)受払等は、適切に管理、把握しなければならない。給食規模の大小にかかわらず、発注・払出は伝票等により把握すること。 原料食品の購入に当たっては、品質、鮮度、汚染状態等に留意する等検収を確実に実施し、事故発生防止に努めること。 参考「給食衛生管理マニュアル（葛飾区家庭的保育事業所家庭的保育者の会：平成30年4月1日作成）」	1 給食食材を適切に用意、保管しているか。	(1) 区家庭的条例第3条(省令第15条、第16条、第19条) (2) 児発第471号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](3) (3) 雇児総発第36号通知 (4) 社援施第65号通知 (5) 社援施第97号	(1) 正当な理由なく献立に従って食品を購入していない。 (2) 発注に当たって責任者の関与がない。 (3) 食品材料の検収を全く行っていない。 (4) 在庫食品の受払を把握していない、又は不十分である。	C B C B
(3) 食事の提供 ア 献立に基づく提供	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。	1 あらかじめ作成された献立に従って食事を提供している。 2 食事の提供に関する記録（給食日誌、実施献立等）を作成しているか。	(1) 区家庭的条例第3条(省令第15条、第16条) (1) 区家庭的条例第3条(省令第15条、第16条、第19条)	(1) 正当な理由なく、献立に従って食事を提供していない。 (1) 食事の提供に関する記録を作成していない。 (2) 実施献立の記載内容が不十分である。	C C B
イ 児童の状況に応じた配慮	1 一人一人の子どもの生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事が取れるようにすること。 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。 2 「食事による栄養摂取量の基準」は、乳児、1～2歳児、3～5歳児の各段階で給与栄養目標量を定めているが、3歳未満児は食品の種類・調理方法に児童の身体的状況及び発達段階での咀嚼力向上について考慮する必要がある。 (乳児) 乳児の食事は、個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しめるよう配慮すること。調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。	1 児童の状況に応じた配慮をしているか。 2 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮をしているか。	(1) 区家庭的条例第3条(省令第15条、第16条) (1) 保育所保育指針第1章2(2)イ(イ)④、第3章2(2)ウ (2) 児発第471号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](5) (3) 保育所保育指針(3)第2章1(2)ア(イ)①③、第2章1(2)ア(ウ)②、第2章1(3)ウ、第2章2(2)ア(イ)②④、第2章2(2)ア(ウ)②④ (4) 子発0331第1号通知 (5) 厚生労働省告示第199号通知	(1) 児童の状況に応じた配慮を行っていない。 (2) 児童の状況に応じた配慮が不十分である。 (1) 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮を行っていない。 (2) 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮が不十分である。	C B C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
イ 児童の状況に応じた配慮	健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、保育所保育指針第3章に示す事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。 (1歳以上3歳未満児) 1歳以上3歳未満児の食事は、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。また、基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、家庭との適切な連携の下で行うようにすること。 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、ゆったりとした雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。 参考「授乳・離乳の支援ガイド」（厚生労働省） 3 子どもの健康と安全の向上に資する観点から、子どもの食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うとともに、食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーを有する子どもの生活がより一層、安心・安全なものとなるよう誤配および誤食等の発生予防に努めなければならない。 子ども自身が自分の食物アレルギーの状況を自覚し、食物アレルギーを有していることを自身の言葉で伝えることが困難であることなども踏まえ、生活管理指導表等を活用するなどして、状況を把握するとともに、平素より危機管理体制を構築しておくこと。 アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該家庭的保育事業者等の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 参考「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（厚生労働省）、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」、「保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック」（東京都福祉保健局）	3 食物アレルギーへの対応を適切に行っているか。	(1) 保育所保育指針第2章1(2)ア(ウ)②、第2章2(2)ア(ウ)②、第3章(3)ウ、第3章2(2)ウ (2) 子発0331第1号通知	(1) 食物アレルギーへの対応を適切に行っていない。 (2) 食物アレルギーへの対応が不十分である。	C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 食事の中止等	食事は主食、副食及び間食を毎日提供する必要がある。理由なく、園外保育や愛情弁当と称して、保護者全員の同意が得られないまま食事を提供しないことは、一種の保護者負担を強要することである。 なお、食事の中止等の理由とは、 (1) 感染症の発生に伴う保健所の指示 (2) 調理室の改築・修繕等 (3) 非常災害等で給食することが不可能などである。	1 施設の都合で食事を中止していないか。	(1) 区家庭的条例第3条（省令第15条、第16条） (2) 保育所保育指針第1章2(2)イ(イ)④、第2章3(2)ア(イ)⑤ (3) 児発第669号通知	(1) 食事の提供を中止している。 (2) 間食を提供していない。 (3) その他不適正な事項がある。	C B B
(4) 衛生管理	食品衛生法等の改正により、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設（以下「集団給食施設」という。）は、令和3年6月1日から、HACCPに沿った衛生管理を実施すること及び食品衛生責任者を選任することとされている。 ※ HACCP に沿った衛生管理について 「大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号別添 最終改正：平成29 年6月16日付け生食発0616 第1号)」は、HACCP の概念に基づき策定されていることから、既にこれに従って衛生管理を実施している場合は、新たな対応は生じない。 これまで「大量調理施設衛生管理マニュアル」を活用していない中小規模等の集団給食施設においては、関係業界団体等が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書（「小規模な一般飲食店向けや旅館・ホテル向けの手引書」等(厚生労働省ホームページ「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」に掲載))を参考にして、HACCP に沿った衛生管理を実施することも可能とされている。 (参考)薬生食監発0805第3号通知				
ア 検便	食事の提供で最も留意しなければならないことは、衛生上の安全対策であり、調理や調乳を行う者については、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底しなければならない。特に、赤痢、サルモネラやO157等の感染症・食中毒の予防は極めて重要であり、調理従事者、調乳担当者及び食事介助者については、月1回以上の検便を実施すること。また、雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検便結果を確認した上で調理又は調乳業務に従事させること。 検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。	1 調理従事者、調乳担当者及び食事介助者の月1回以上の検便を適切に実施及び確認の上従事させているか(雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えについても同様に行っているか。) 2 検便の検査結果を適切に保管しているか。	(1) 区家庭的条例第5条 (2) 食品衛生法第51条、第68条 (3) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 (4) 薬生食監発0805第3号通知 (5) 雇児総発第36号通知 (6) 社援施第65号通知 (7) 社援施第97号通知 (8) 児発第470号通知 (9) 雇児発第0120001号通知 (10) 労働安全衛生規則第47条	(1) 調理従事者、調乳担当者及び食事介助者の検便を適切に行っていない。 (2) その他不十分な事項がある。(検査項目不足等) (1) 検査結果を適切に保管していない。	C B C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
イ 調理従事者の健康チェック及び調理室等の点検	調理従事者及び調乳担当者は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意し、下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理作業に従事しないこと。下痢又は嘔吐等の症状がある調理従事者及び調乳担当者については、直ちに医療機関を受診し、感染性疾患の有無を確認すること。 園長等の責任者は、施設の衛生管理に関する責任者（以下「衛生管理者」という。）に調理室等の衛生管理の点検作業を行わせるとともに、そのつど点検結果を報告させ、適切に点検が行われたことを確認して記録を保管すること。 園長等の責任者は、衛生管理者に毎日作業開始前に、各調理従事者等及び各調乳担当者の健康状態を確認させ、その結果を記録させること。	1 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか。	(1) 食品衛生法第51条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18 (3) 食品衛生法施行令第34条の2 (4) 薬生食監発0805第3号通知 (5) 雇児総発第36号通知 (6) 社援施第65号通知	(1) 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを行っていない。（下痢、嘔吐、発熱、手指等の化膿創等） (2) 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックが不十分である。	C B
	調理室、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じること。なお、衛生上の観点から、調乳室は扉などにより他の空間と明確に区画されていることが望ましい。	2 調理室、食材等の衛生管理は適切か。	(1) 食品衛生法第51条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18 (3) 食品衛生法施行令第34条の2 (4) 薬生食監発0805第3号通知 (5) 雇児総発第36号通知 (6) 社援施第65号通知	(1) 調理室の衛生管理が不適切である。 (2) 衛生管理の自主点検を行い、記録していない。 (3) 食材及び食器等の洗浄及び保管が不適切である。	C B C
ウ 食中毒事故対策	1 食中毒の発生防止については、新鮮な食品の入手、適温管理をはじめ、特に調理、盛りつけ時の衛生（なま物はなるべく避け、加熱を十分行い、盛りつけは手で行わない等）には十分留意すること。また、調理後はなるべく速やかに喫食させるようにし、やむを得ない場合は冷蔵保存等に努めること。食中毒の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに子ども及び全職員が、清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めなければならない。	1 食中毒事故の発生予防を行っているか。	(1) 食品衛生法第51条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18 (3) 食品衛生法施行令第34条の2 (4) 薬生食監発0805第3号通知 (5) 保育所保育指針第3章3(1) (6) 社援施第97号通知 (7) 雇児発第0120001号通知 (8) 児発第471号通知別紙1－2(9)第2共通事項] (6)	(1) 食中毒事故の発生予防を行っていない。 (2) 食中毒事故の発生予防が不十分である。	C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	2 検食を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講じること。 3 万一、食中毒事故が発生した場合、あるいはその疑いが生じた場合には医師の診察を受けるとともに、速やかに最寄りの保健所に連絡を取り指示を仰ぐなどの措置を取り、事故の拡大を最小限にとどめるように徹底すること。 4 食中毒事故の原因究明のため、検査用保存食を保存すること。原材料及び調理済み食品を食品ごとに50 g 程度ずつ清潔容器(ビニール袋等)に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること。原材料は、特に洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。	2 検食を適切に行っているか。 3 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられているか。 4 検査用保存食を適切に保存しているか。	(1) 雇児総発0307001号通知 (1) 保育所保育指針第3章3(1) (2) 社援発第97号通知 (3) こ成総第18号通知 (4) 児企第26号通知 (1) 保育所保育指針第3章3(1) (2) 社援発第97号通知 (3) こ成総第18号通知 (4) 児企第26号通知	(1) 検食を行っていない。 (2) 検食の実施方法が不十分である。 (3) 検食の記録を作成していない。 (1) 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられていない。 (2) 食中毒事故が発生した場合の事後対策が不十分である。 (1) 検査用保存食を保存していない。 (2) 検査用保存食の保存方法、保存期間等が一部不適切である。	C B B C B C B
(5) 営業の届出等 (集団給食施設) ア 営業の届出 (集団給食施設)	集団給食施設の設置者又は管理者は、施設の所在地、名称等について、施設の所在地を管轄する保健所等に届け出なければならない(令和3年6月1日時点で現に稼働している集団給食施設については、令和3年11月30日までに届け出なければならない)。 なお、調理業務を外部事業者へ委託する場合、施設の調理場を使用するか否かにかかわらず、受託事業者は通常の営業と同様に飲食店営業の許可を受ける必要がある。	1 営業の届出をしているか。	(1) 食品衛生法第57条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第70条の2 (3) 薬生食監発0805第3号通知	(1) 営業の届出をしていない。	B
イ 食品衛生責任者の選任	集団給食施設の設置者又は管理者は、食品衛生責任者を定めること。 食品衛生責任者には医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、栄養士等のほか、都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者を当てることが可能。	1 食品衛生責任者を選任しているか。	(1) 食品衛生法施行規則第66条の2別表17 (2) 薬生食監発0805第3号通知	(1) 食品衛生責任者を選任していない。	B
ウ 栄養管理報告	特定給食施設(特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を提供する施設)の管理者は、毎年5月及び11月に実施した給食について、栄養管理報告を行わなければならない。特定給食施設に該当しない給食施設についても、特定給食施設に準じて報告するよう努めること。	1 栄養管理報告を行っているか。	(1) 健康増進法施行細則第6条	(1) 栄養管理報告を行っていない(特定給食施設に該当する園のみ)。	B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 調理委託業務	調理業務については、家庭的保育事業者等が責任を持って行えるよう施設の職員により行われることが原則であり、望ましい。 しかしながら、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な食事の質が確保される場合には、保育内容の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えない。 調理業務を委託する場合は、家庭的保育事業者等や保健所、区市町村等の栄養士により、献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にあるなど栄養面での配慮をするほか、児発第86号通知を順守すること。 また、契約内容、施設と受託者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交わすこと。契約書には、以下の事項を含めること。 ① 受託者に対して、施設側から必要な資料の提出を求めることができること。 ② 受託者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと保育所が認めたとき、その他受託者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても家庭的保育事業者等側において契約を解除できること。 ③ 受託者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。 ④ 受託者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため家庭的保育事業者等に損害を与えた場合は、受託者は家庭的保育事業者等に対し損害賠償を行うこと。 ⑤ 家庭的保育事業者等における給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。 ⑥ 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。 ⑦ 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施するものであること。 ⑧ 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。	1 調理業務を委託している場合に、適切に行っているか。	(1) 児発第86号通知 (2) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1 [共通事項]	(1) 調理業務委託契約書を作成していない。 (2) 調理業務委託契約書に必要な事項が盛り込まれていない。 (3) 食事の質が確保されていない。 (4) 施設内の調理室を使用して調理していない。 (5) 栄養面での配慮がされていない。 (6) 施設が行う業務を行っていない。 (7) 施設が行う業務が不十分である。 (8) その他児発第86号通知に違反している事項がある。	C C C C C C B C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 食事の外部搬入	児童福祉施設(助産施設を除く)は、入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行うことが原則である。 しかしながら、省令で定める基準を満たす家庭的保育事業者等においては、当該家庭的保育事業者等に入所している満3歳以上の幼児に対する食事を当該家庭的保育事業者等外で調理し、搬入する方法により提供することができる。ただし、当該家庭的保育事業者等で行うべき調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 省令で定める基準は、次に掲げるとおりである。 (1) 幼児に対し食事を提供する責任が当該家庭的保育事業者等にあり、当該家庭的保育事業者等の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を払うことができる体制を確立し、調理業務の受託者との契約内容を確保すること。 (2) 当該家庭的保育事業者等又は他の施設、保健所、区市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導を受ける等、必要な配慮が行われること。 (3) 調理業務の受託者については、当該家庭的保育事業者等における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等に適切に対応できる者としてすること。 (4) 食を通じた幼児の健全育成を図る観点から、幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供しよう努めること。	1 食事を外部搬入により提供している場合に、適切に行っているか。	(1) 区家庭的条例第3条（省令第16条） (2) 雇児発0601第4号通知	(1) 搬入施設から搬入する場合の要件を満たしていない。	C
3 健康・安全の状況	子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、家庭的保育事業者等においては、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、家庭的保育事業者等全体における健康及び安全の確保に努めることが重要となる。				
(1) 保健計画	また、子どもが、自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが大切である。 子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。	1 保健計画を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(2)ア	(1) 保健計画を作成していない。	B
(2) 児童の健康診断	児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。)の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	1 健康診断を適切に行っているか。	(1) 区家庭的条例第3条（省令第17条） (2) 学校保健安全法第11条、第13条、第17条 (3) 学校保健安全法施行令 (4) 学校保健安全法施行規則 (5) 保育所保育指針第3章1(2)イ (6) 児発第284号通知	(1) 入所時の健康診断を行っていない。 (2) 健康診断を年2回行っていない。 (3) 実施時期・方法等が不適切である。	C C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 健康状況の把握	子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。 1 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し異常を感じる場合は、速やかに適切に対応すること。 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。 看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 2 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時把握すること。一律に37.5度以上は発熱とし、家庭保育を依頼する等の対応は、個々の乳幼児の状態を把握していることにならない。	2 健康診断の記録を作成しているか。	(1) 区家庭的条例第3条(省令第19条、第26条、第30条) (2) 保育所保育指針第3章1(2)イ	(1) 児童の健康診断の実施状況とその結果を記録していない。 (2) 健康診断記録が不十分である。	C B
		3 保護者と健康診断結果について連絡をとっているか。	(1) 区家庭的条例第3条(省令第26条、第30条)	(1) 保護者と連絡をとっていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。	C B
		1 日々健康状態を観察しているか。	(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)①、第3章1(1)イ	(1) 日々の健康状態を観察していない。 (2) 日々の健康状態が不十分である。	C B
		2 必要に応じ、保護者に連絡をしているか。	(1) 区家庭的条例第3条(省令第26条、第30条) (2) 保育所保育指針第3章1(1)イ	(1) 保護者と連絡を取っていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。	C B
		1 身長、体重等の測定を定期的に行っているか。	(1) 保育所保育指針第3章1	(1) 身長、体重等の測定を定期的に行っていない。	B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 虐待等への対応	子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、葛飾区や関係機関(嘱託医、児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所等)と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。 また、虐待が疑われる場合には、速やかに葛飾区又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。	1 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を観察しているか。 2 虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか。	(1) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条 (2) 児童福祉法第25条 (3) 保育所保育指針第3章1(1)ウ、第4章2(3)イ (4) 子発0228第2号通知 (5) 子発0228第3号通知	(1) 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状況等を観察していない。 (1) 適切に対応していない。 (2) 関係機関との連携が図られていない。	C C C
(5) 疾病等への対応 ア 体調不良・傷害	保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	1 体調不良等への対処を適切に行っているか。	(1) 区家庭の条例第3条(省令第14条、第26条、第30条) (2) 保育所保育指針第3章1(3)ア	(1) 体調不良等への対処を適切に行っていない。	C
イ 感染症	感染症の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。 最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことである。適切な手洗いの手順に従って、丁寧に手洗いがことが接触感染対策の基本であり、そのためには、全ての職員が正しい手洗いの方法を身につけ、常に実施する必要がある。 子どもの年齢に応じて、手洗いの介助を行うことや適切な手洗いの方法を指導することが大切である。 タオルの共用は絶対に行わず、ペーパータオルを使用することが望ましい。 (感染症予防対策の例) ・タオル、コップ等を共用していないか。 ・食事の直前及び排泄又は職員が排泄の世話をした直後は、石鹸を使って流水で十分に手指を洗っているか。 ・ビニールプール等で水遊びをする際に、下痢気味の児童等を水に入れていないか。 ・午睡時は個別の寝具を使用し、間隔を空けているか。 参考 「保育所における感染症対策ガイドライン」(平成30年3月厚生労働省) 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、区市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する家庭的保育事業者等の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。 看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	1 感染症の予防対策を講じているか。 ・再発防止対策に、園全体で取り組んでいるか。 2 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。 3 感染症発生時にまん延防止対策を講じているか。 4 感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所等へ報告しているか。	(1) 区家庭の条例第3条(省令第14条) (2) 保育所保育指針第3章1(3)イ (3) こ成総第18号通知 (4) 児企第16号通知 (1) 区家庭の条例第3条(省令第14条) (2) 保育所保育指針第3章1(3)イ (3) こ成総第18号通知 (1) こ成総第18号通知	(1) 感染症予防対策・再発予防対策を適切に行っていない。 (2) 感染症予防対策・再発予防対策が不十分である。 (1) 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握していない、又は不十分である。 (1) まん延防止対策を講じていない。 (2) まん延防止対策が不十分である。 (1) 地域の医療機関や保健所等との連携・報告が行われていない、又は不十分である。	C B B C B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
ウ アレルギー疾患	アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。 また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該家庭的保育事業者等の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 (対策例) ○生活管理指導表により、保護者等と情報を共有する。 ○生活管理指導表に基づいた対応について、保育士等が保護者と面談を行い、相互の連携を図る。 ○誤食事故は、注意を払っていても、日常的に発生する可能性があることを踏まえ、食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応を行うことができるようにする等の環境面における対策を行う。 参考「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(平成31年4月 厚生労働省) 参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)	1 アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。 - 生活管理指導表により、保護者等と情報を共有しているか。 - 食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応をとる等、安全性を最優先とした対策がとられているか。 - 全職員を含め、関係者の共通理解の下で、組織的に対応しているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(3)ウ第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5)	(1) アレルギー疾患への対応を適切に行っていない。 (2) アレルギー疾患への対応が不十分である。	C B
(6) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止の観点から、医学上の理由を除いてうつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察するなど基本事項を順守すること。	1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。 児童の顔が見える仰向けに寝かせ、児童の顔色・呼吸の状態をきめ細かく観察する、厚着をさせすぎない、職員がそばで見守る等、睡眠中の事故防止対策が講じられているか。	(1) 保育所保育指針第2章1(3)ア、第3章1(3)イ、第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5)・〔共通事項〕(2) (5) 30福保子保第3635号通知	(1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じていない。 (2) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である	C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 児童の安全確保 ア 事故防止	1歳以上であっても子どもの発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預かり始めの子どもについては特に注意し、きめ細かな見守りが重要である。 (対策例) ・児童の顔が見える仰向けに寝かせる。 ・照明は、児童の顔色が観察できる程度の明るさを保つ。 ・児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。(0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい。) ・睡眠前には口の中に異物等がないかを確認する。 ・柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ヒモ及びヒモ状のものをそばに置かない。 ・厚着をさせすぎない。暖房を効かせすぎない。 ・児童のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。子どもを1人にしない。(子どもだけにしない。) ・保育室内は禁煙とする。 参考 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について(平成29年12月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)	2 睡眠時チェック表を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1〔家庭的保育事業者等〕(5)・第2〔共通事項〕(2) (5) 30福保子保第3635号通知	(1) 睡眠時チェック表を作成していない。 (2) 睡眠時チェック表の記録が不十分である。	C B
	1 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中送迎等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。 (対策例) ○危険な場所、設備等を把握しているか。 ○窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施する。 ・施設・事業者は、あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある箇所の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。 ・開所時間中に実施されるもので、外部講師による習い事等、活動内容によらず、認可家庭的保育事業者等の開所時間内に預かっている子どもが、当該家庭的保育事業者等の管理下から外れることはあり得ず、習い事中の安全管理についても、園長が安全を確認できる範囲内で行う必要がある。 参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)	1 児童の事故防止に配慮しているか。 ・子どもの心身の状態等を踏まえつつ、年齢、場所、活動内容等に留意し、事故の発生防止に取り組んでいるか。 ・事故発生の防止のための指針の整備等を行っているか。	(1) 保育所保育指針第1章1(4)イ、第1章2(2)ア(イ)②、第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 府子本第659号通知 (5) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1〔家庭的保育事業者等〕(5)	(1) 児童の事故防止に配慮していない。 (2) 児童の事故防止に対する配慮が不十分である。	C B
		2 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1〔家庭的保育事業者等〕(5)	(1) 定期的に点検していない。 (2) 定期的な点検が不十分である。	C B
		3 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検した上で、記録をしているか。		(1) 定期的な点検の記録をしていない。	B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	○児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達等)や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。 ・過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。 ・クリスマスや年末年始、節分等の行事の際は、普段とは異なる内容・形態にて食事等の提供がなされていることを踏まえ、事故防止に万全を期すこと。 参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府) ・「食品の誤嚥による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について」(令和3年12月17日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)	3 子どもの食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1〔家庭的保育事業者等〕(5)	(1) 窒息のリスクとなるものを除去していない。 (2) 窒息のリスクとなるものの除去が不十分である。	C B
		4 園外保育時に複数の職員(うち1人以上は常勤保育士)が対応しているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5)	(1) 園外保育時に複数の職員(うち1人以上は常勤保育士)が対応していない。 (2) 園外保育時における複数の職員(うち1人以上は常勤保育士)の対応が不十分である。	C B
	○園外保育時は携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の保育士が対応する。 ・職員は子どもの列の前後(加えて人数に応じて列の中)を歩く、交差点等で待機する際には車道から離れた位置に待機する等のルールを決めて移動する。 ・散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること。 ○目的地への到着時や出発時、帰園後の子どもの人数確認等の迷子、置き去り防止を行う。 ○散歩の経路等について、危険箇所等の点検を行う。 ・目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。 参考 「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)				

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	○プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底する。 ・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置する。 参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府) 参考 「保育所等での保育における安全管理の徹底について」(令和元年5月10日付内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)	5 プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5) (5) 雇児保発0616第1号通知	(1) 監視に専念する職員を配置していない。 (2) 監視に専念する職員の配置が不十分である。	C B
		6 児童の送迎は保護者等が行うよう周知を徹底しているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ、ウ (2) 雇児総発第402号通知	(1) 周知していない。 (2) 周知が不十分である。	C B
		1 損害賠償保険に加入しているか。	(1) 区特定条例(府令第32条4項) (2) 都第353号通知	(1) 損害賠償保険に加入していない。	B
		2 損害賠償保険の内容が適切か。		(1) 損害賠償保険の内容が不適切である。	B
イ 損害賠償保険	学校安全会、損害保険に加入することによって、事故に対する補償について万全を期すること。				
ウ 事故発生時の対応	1 事故により傷害等が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。 再発防止等に役立てるため、事故の経過及び対応を事故簿等に記録するとともに施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策を講じること。	1 事故が発生した場合に適切に対応しているか。	(1) 区家庭的条例第3条(省令第19条) (2) 保育所保育指針第3章1(3)ア (3) こ成安第45号通知 (4) 6福祉子保第5649号通知	(1) 事故発生後の対応を適切に行っていない。 (2) 事故発生後の対応が不十分である。	C B
		・事故の経過及び対応を事故簿等に記録しているか。			

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	保護者へは、緊急時には早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明すること。 家庭的保育事業者等における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じること。 2 次に掲げる事故等が発生した場合には区に報告すること。 ①死亡事故 ②治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病等を伴う重篤な事故等 ③感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合 ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生动向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に園長が報告を必要と認めた場合 ④迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合 ⑤その他、児童の生命または身体被害に係る重大な事故に直結するような事案が発生した場合 事故報告の第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告すること。	2 報告対象となる事故を区に速やかに報告しているか。	(1) こ成安第44号通知 (2) 6福祉子保第5646号通知	(1) 事故報告が行われていない。 (2) 事故報告が速やかに行われていない。	C B

編 理 經 計 會

〔凡例〕 以下の関係通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令・通知	略称
1	「葛飾区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年条例第23号）	区家庭的条例
2	「葛飾区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成26年条例第22号）	区特定保条例
3	「家庭的保育事業等の認可等について」（平成26年12月12日付雇児発1212第6号）	雇児発1212第6号通知
4	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）	省令
5	「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）	府令
6	「社会福祉法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第79号）	社福法会計基準
7	「学校法人会計基準」（昭和46年文部省令第18号）	学法会計基準
8	「葛飾区地域型保育事業扶助要綱」（平成29年葛子子発第2239号）	区地域型保育事業扶助要綱
9	「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）	子ども・子育て支援法
10	「保育所・幼稚園・認定こども園等における継続的な経営情報の見える化について」（令和7年3月31日付こ成保第248号・6文科初第2763号）	こ成保第248号通知

目 次

1	会計の区分	1
2	帳簿の整備	1
3	社会福祉法人及び学校法人の経理処理	1
4	社会福祉法人及び学校法人以外の者の経理処理	1
5	利用者負担額等の受領	3
	(1) 利用者負担額	3
	(2) 実費徴収、保護者負担	3
	(3) 領収証の交付	3
	(4) 書面説明及び同意	3
6	その他	3
	(1) 扶助費の適正な執行	3
	(2) 経営情報の報告	3

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 会計の区分	特定地域型保育事業者(以下、「家庭的保育事業者等」という。)の拠点区分は、原則として予算管理の単位とし、一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とする。具体的な区分については、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して区分を設定するものとする。	1 拠点区分は、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して設定されているか。	(1) 区特定条例第2条（府令第33条） (2) 雇児発1212第6号通知第1の3(4)イ	(1) 拠点区分が、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して設定されていない。	C
2 帳簿の整備	家庭的保育事業者等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。 会計においては、雇児発1212第6号通知において認可条件とされている会計書類以外にも、必要に応じて帳簿を整備すること。 (例) ・現金出納帳 ・実費徴収簿 ・証憑書類（契約書・請求書・領収書等） ・総勘定元帳 ・拠点区分専用口座通帳 など	1 収支の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。	(1) 区家庭的条例第3条（省令第19条） (2) 区特定条例第2条（府令第49条） (3) 社福法会計基準第1条、第10条 (4) 学法会計基準第1条、第2条	(1) 収支の状況を明らかにする帳簿を整備していない。 (2) 収支の状況を明らかにする帳簿が、一部未整備である。 (3) 収支の状況を明らかにする帳簿の内容が不十分である。	C B B
3 社会福祉法人及び学校法人の経理処理	社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）による家庭的保育事業者等の経理処理については、雇児発1212第6号通知に基づく区の認可条件、及び社会福祉法人等の会計基準に従って、経理処理を行う必要がある。	1 区の認可条件及び定められている会計基準に従って会計処理が行われているか。 2 作成する計算書類に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けているか。 3 社会福祉法人等の経理処理に関することで不適正な事項がないか。	(1) 雇児発1212第6号通知 (2) 社福法会計基準 (3) 学法会計基準 (1) 社福法会計基準第10条 (2) 学法会計基準第26条、第35条、第39条	(1) 区の認可条件及び定められている法人の会計基準に従って会計処理が行われていない。 (2) 会計処理が一部不適正である。 (1) 作成する計算書類に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けていない。 (1) その他、社会福祉法人等の経理処理に関して不適正がある。 (1) 重大な問題がある。 (2) 問題がある。	C B C C B
4 社会福祉法人及び学校法人以外の者の経理処理	社会福祉法人及び学校法人以外の者による家庭的保育事業者等の経理処理については、雇児発1212第6号通知に基づく区の認可条件及び自ら制定した諸規程に従って、経理処理を行う必要がある。	1 区の認可条件及び自らが制定した経理規程等、規程に従って会計処理が行われているか。 2 収支計算書又は損益計算書に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けているか。	(1) 雇児発1212第6号通知 (2) 雇児発1212第6号通知第1の3(4)イ	(1) 区の認可条件及び自らが制定した諸規程に従って会計処理が行われていない。 (2) 会計処理が一部不適正である。 (1) 収支計算書又は損益計算書に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けていない。	C B C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
4 社会福祉法人及び学校法人以外の者の経理処理		3 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、上記2に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、雇児発1212第6号通知別紙1借入金明細書及び別紙2基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)明細書を作成しているか。	(1) 雇児発1212第6号通知第1の3(4)ウ	(1) 必要書類を作成していない。 (2) 必要書類に一部不備がある。	C B
		4 毎会計年度終了後3か月以内に次に掲げる書類に、現況報告書を添付して、区に提出しているか。 (1) 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など、区が必要と認める書類 (2) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、雇児発1212第6号通知別紙1借入金明細書及び別紙2基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)明細書	(2) 雇児発1212第6号通知第1の3(4)エ	(1) 必要書類を提出していない。 (2) 必要書類に一部不備がある。	C B
		5 その他、社会福祉法人等以外の者の経理処理に関すること不適正な事項はないか。		(1) その他、社会福祉法人等以外の者の経理処理に関して不適正がある。 (1) 重大な問題がある。 (2) 問題がある。	C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
5 利用者負担額等の受領 (1) 利用者負担額	家庭的保育事業者等は特定地域型保育を提供した際は、保護者から利用者負担額(保育料)の支払を受けるものとする。	1 保護者から利用者負担額(保育料)の支払を受けているか。	(1) 区特定保条例第2条 (府令第43条)	(1) 利用者負担額(保育料)の支払を受けていない。	C
(2) 実費徴収、保護者負担	扶助費の支給を受けた家庭的保育事業者等は、扶助費の支給の対象となる経費(延長保育事業に係わる経費を除く)について、保護者から費用を徴収してはならない。 また、特定地域型保育事業を利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるものについて、費用を徴収することができる。	1 保護者に負担させることが適当と認められないものについて、費用を徴収していないか。 ※保育に必要となるもの、保育計画に入っているものは運営費から出すことが基本である。保護者が購入を選択できる場合に実費徴収又は一部を負担とさせることは妨げない。	(1) 区地域型保育事業扶助要綱第7条 (2) 区特定保条例第2条 (府令第43条)	(1) 保護者に負担させることが適当と認められないものについて、費用を徴収している。	B
(3) 領収証の交付	家庭的保育事業者等は、費用の支払を受けた場合は、領収証を保護者に対し交付しなければならない。	1 領収証を保護者に対し交付しているか。	(1) 区特定保条例第2条 (府令第43条)	(1) 費用の支払いを受けた際に保護者に対し交付していない。 (2) 領収証の内容に不備がある。	C B
(4) 書面説明及び同意	家庭的保育事業者等は、金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。 ただし、実費徴収の場合に係る同意については、文書によることを要しない。	1 書面を提示し説明を行い、同意を得ているか。	(1) 区特定保条例第2条 (府令第43条)	(1) 支給認定保護者への説明等を行っていない。 (2) 支給認定保護者への説明等が不十分である。 (3) 文書による同意を得ていない。	C B C
6 その他 (1) 扶助費の適正な執行	家庭的保育事業者等は、扶助費の支給を受ける場合、偽りその他不正な手段により扶助費の支給を受けたり、対象事業以外の用途に使用してはならない。 それらの事実が見受けられた場合、区は扶助費の支給の取消しを行い、家庭的保育事業者等に対し返還を求める。	1 偽りその他不正な手段により扶助費の支給を受けたり、対象事業以外の用途に使用していないか。	(1) 区地域型保育事業扶助要綱第5条、第6条	(1) 扶助費の支給を不適正な手段を使って受けている。 (2) 扶助費を対象事業以外の用途で使用している。	C C
(2) 経営情報の報告	家庭的保育事業者等は、毎事業年度終了後5月以内に、当該事業年度に係る経営情報を東京都に報告しなければならない。	1 経営情報を東京都に報告しているか。	(1) 子ども・子育て支援法第58条 (2) こ成保第248号通知	(1) 経営情報を東京都に報告していない。	B